

第三十一章 不當の利得

三百二十七 受くべき理由なくして他人より財産を受け、又は其労働により利益を受
けたるときは、如何なる限度に從て返還すべきや

受くべき理由なくして他より財産を受け、又は其労働によりて利益を得たるときは、之
を不當の利得と稱し、民法は其利益の現在手元に存する限度に於て返還することを命じ
たり、例之自分は債權者にあらざるに、他人か余に對して義務ありと信じ米百俵を返還
したるときは、余は元來受くべき理由なくして受けたる者なれば、是れ不當の利得なり、
然るに其夜火事ありしが爲め米は半ば焼失したり此時余は残りの五十俵を返還すれば足
り、之れ焼失したる五十俵は余の手中に残りたる利益にあらざればなり、然るに余を債權
者なりと信じたる者が金千圓を以て余に渡したるに、余は其内三百圓を費し、現在残りた
る利益は七百圓なればとて、余は七百圓を返還して責任を免るゝを得ず、何となれば余

の現在の利益は七百圓なりしと雖も、消費したる三百圓は形を變て余を利益したるもの
なれば、余は全部千圓を返還するにあらざれば義務を免かるゝと能はず、右例の外竊盜
が人の所有物を盗み、他人を詐偽して得たる物も不當の利得なれば、皆本章の規則によ
りて處分すべきものとす(第七百三條)。

三百二十八 惡意の受益者は如何なる限度に於て利益を返還すべきや
他人の物を竊取し、人を詐偽して財物を騙取するは云ふまでもなく惡意の不當利益者な
り、又自分を債權者なりと信じて、金錢を渡す場合に於て、余が其人の誤謬を知りつゝ、受
取るも惡意の不當利得なり、斯の如き惡意の受益者は、其受けたる利益に法律上の利息
を附して返還するを要す、而して被害者が一時利益を失ひたるが爲め、或る事業を中止
せざるを得ざる場合となり、大に損失を受け、或は之れが爲め産を傾け、思はぬ難儀を
起したる場合には、惡意の不當利得者は其損害を賠償せざるへからず(第七百四十條)。

三百二十九 返濟期にあらざる債務を辨濟したる者は之を取戻すことを得るや

債務の返済期は猶將來にあるを、債務者が誤りて己に済用期限到着したるものと信し義務を履行したるに、其後に至り辨済期限にあらざることを見出し、先に辨済したる者を取戻さんとするとき、債権者は之を返還する義務ありやと云ふに決して然らず、債務は早晩之を辨済せざるべからざるものにして、唯辨済の期限を誤りたりとの故を以て不當利得と云ふを得ず、故に此場合には債権者は辨済を受けたる者を返還するを要せず、併し債務者が錯誤に因りて辨済を爲し、之れが爲め債権者が利益を受けたるとき、(即ち利息の如きもの)は、之を返還するを要す(第七百六條)。

三百三十 債務者にあらざる者が誤りて債務の返済を爲したる場合に於て、債権者が善意にて證書を破り、擔保を返却したるときは如何

甲者が乙者に對して債權を有したるに、丙者自分が債務者なりと信じ、實際乙者の債務を辨償したる場合に於て、甲者は丙者の返辨を以て乙者の辨済なるべしと誤信して、債權の證據たる書類を毀損し、又は債權の擔保をして取り置きたる質物、抵當等を放棄したるときは、丙者は後に至り其の辨済の誤謬なりしことを發見し、之れを取戻さんとするも法律は之れを許さず、何となれば丙者は誤謬によりて返済を爲したるものなりと雖も、甲者は已に證據となるべき證書を失ひ、擔保を放棄したれば、丙者の誤謬によりて損失を蒙らしむるは頗る酷なればなり、然れども丙者は乙者に對して返還を請求することを得べし、然らざれば乙者は丙者の爲めに不當利得を得ることゝなればなり(第七百七條)。

三百三十一 不法の原因によりて物を給付したる者は其給付したる物を取戻すことを得るや

賭博に勝ちたる者が金錢其他の賭物を取るは不法の原因に因る利得なり、然るを賭博に負けたる者が勝ちたる者に對し、不法の原因に因りて得たるものなれば不當利得なりとて賭物を取戻すことを得るや、又私窩子が淫を賣りて得たる金錢は、不法の原因による利得なり、然るを淫を買ひたる者が、之を不當の利得なりとて私窩子を訴へ其金錢返還

することを得るやと云ふに、法律は何れも之を取戻すことを得ずと規定したり、願ふに之れ與へたる者も得たる者も、共に不法の原因によりて授受したる者にして、之を取還さんとするは、所謂血で血を洗ふ類にして、共に法律の保護せざる所なり、左れば與へたる者は與へたるまゝに放任し、與へざる物は與へざるまゝに看過し、法律は故に物を與へ、物を取戻すことを命せず、唯現在成りたるまゝを以て、常態と見做したるに由るなり、但し不法の原因が受益者にのみ存して、利益を與へたる者に存せざりしときは此限にあらず、例之甲が人を殺さんとするを見て、乙者が金銭を與へて殺意を止まらしめたるときは、甲者に不法の原因あるも、乙者に不法の原因なきを以て、乙者は與へたる物を取戻すことを得べきが如し(第七百八條)、

第三十二章 不法の行爲

三百三十二 不法の行爲とは何ぞや

他人の身體を傷つけ、他人の名譽を毀損し、他人の財産器物を破毀する等の行爲を稱して不法行爲と云ふ、民法は第七百九條より第七百二十四條に至るまで此不法行爲に關し、苟も他人の身體、名譽財産を毀損したる者は、其損害を賠償せしむることを規定せり、而して其行爲は故らに爲さんとする故意ありし場合は勿論、故意なくして過失に因りて犯したる場合に於ても損害賠償の責に任せざるを得ず、故に不法行爲を稱して犯罪又は準犯罪とも云へり、民法第六百九條に

故意又は過失によりて他人の權利を侵害したる者は、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず、

とあり、故に不法行爲と云ふものとなるには、加害に故意又は過失ある外に「他人の權利を侵害したること」と、之に因りて損害を生じたることとの二條件あるを要す、若し他人の權利を侵害するも損害なきとは不法行爲とならず、例之議員選舉を行ふ際、其掛官が或る者の當選を妨害せんとして投票の二三票を竊取したり、然るに或る者は投票

を窃取せられたるに係らず、大多数を以て當選したり、此場合に於て或る者は自己に投したる投票を窃取せられたれば、明かに権利を侵害せられたりと雖も、實際に於て毫も損害を受けざりしを以て、不法行為として損害賠償の原因とはならず、又之に反して損害を受けたるも、権利の侵害なきときは又不法行為とならず、例之某の町に非常に繁昌して來客の絶ざる牛肉店あるに、其隣家に又他人が新に牛肉店を開業したる爲め、來客は皆去りて新店に入り、舊店は俄に衰へたり、此場合に於て舊店は實際に損害を受けたりと雖も、新店は敢へて権利の侵害を爲したる點なきを以て不法行為とならず、されば不法行為は、人の手足を傷けたる爲め、其人が醫師にかゝり藥療代を費し、とか、職業を休むに至りしとか、或は名譽を損せられたる爲め、其人の資本たる信用を失したりとか云ふが如き、損失を受けたるとき生ずるものにて、権利の侵害と、實際の損失との二條件を具備するものと知るべし、

三百三十三 生命を害せられたる者の父母、配偶者、子は財産上の損害なしと雖も、

損害賠償の請求権ありや

民法第七百十一條に「他人の生命を害したる者は、被害者の父母、配偶者及子に對しては其財産権を害せられざりし場合にも損害の賠償を爲すことを要す」とあるを以て、死者の遺族は財産上損失の証明をなすことを要せず、直に損害賠償の請求をなすことを得べし、蓋し悲痛は無形の損害にして、金錢を以て遺族を慰むるを法律上慰藉金と名け、財産以外の損害となせり、况んや父母を殺され、夫を喪ひたる子或は妻は、己を扶養する者なきか爲め、財産上莫大の損害を受くることあれば、斯の如き場合には慰藉金と合せて財産上損害の賠償を請求するを得べし、

三百三十四 未成年者の爲したる不法行為に對して損害賠償の請求を爲し得るや

未成年者の爲したる財産上の取引は、無能力者の行為として責任なきを以て原則となすと雖も、未成年者と雖も、人を殺傷し、財産を毀損し、物品を窃取する等の行為をなし得べく、未成年者なるか故に犯罪の爲め損害無しと云ふを得ず、是を以て不法行為即ち

民法上の犯罪に於ては、未成年者と雖も損害賠償の責任あるを以て原則となす、然れども不法行為をなすには必ず之れを爲す意思あるを要す、意思なき行為は木の倒れて人を殺し牛馬の人を傷くると同じく天災なり、故に五六才の幼児が棍棒を上げて人を打つは、人を人として打たんとするにあらず、犬猫を打つと同様に人を打ちたるなり、又幼者の財物を窃取し毀損するは、是非善惡を辨別して犯すにあらず、其行為の責任を知らずして爲す場合多かるべし、民法第七百十二條に未成年者が他人に損害を加へたる場合に於て、其行為の責任を辨識するに足るべき知能とを具へざりし時は、其行為に付き賠償の責に任せずとあり、されば行為の責任を辨識せざる幼者、或は精神發達不十分の未成年者の爲したる不法行為に付ては責任なし、但し此場合に於ても其父母其他の監督者に對して求償權あるは勿論のこととす、

三百三十五

泥酔其他心神喪失の間になしたる不法行為に對して損害求償權あるや

犯罪上の行為には必ず責任を識別する意あるを要するに、多量の酒の爲めに前後不覺の

者或は精神病の爲め心神喪失の者が、他人の身體、名譽、財産の上に損害を加へたるごときは、損害賠償の責任なきものとす、又間發性の發狂者が發狂中になしたる行為は責任なしと雖も、本意に立ち返りたるごときはなしたる行為に付ては責任あるものとす、次に故意又は過失によりて一時の心神喪失を招きたるときは其責に任するものとす、例へば人を毆打殺傷せんが爲め、故に酒の威を藉り、多量の酒を蒙り、亂醉中人を殺傷したる場合の如きは、其行為は泥酔中にありと雖も、故意に泥酔したる者なれば其責に任せざるを得ず、又故意に泥酔せざるも、平素酒癖の悪き者が多量の酒を飲みて人を傷けたる等は、過失によりて心神喪失を來たせし者なるを以て賠償の責任あり、但し其心神喪失は唯一時なるを要す、假令故意に酒を飲み人を傷けんとしたるも、之れが原因となり永久の心神喪失者となりたるごときは其責なきものとす(第七百十三條但書)。

三百三十六

辨識力なき未成年者、心神を失へる禁治産者のなしたる不法行為に付て

は何人が責任を負ふべきや

辨識力なき未成年者、心神を喪失せる禁治産者は、其犯したる不法行為に付て責任なきことは、前二項に於て説明せるが如しと雖も、未成年者には、必ず父、母、後見人等の監督者あり、心神を喪失せる精神病者に付ては、法律上定めたる監視人ありて、其未成年者又は精神病者の行為に付ては、代りて其責任を負ふべき者とす、但し此等の者の責任を負ふは、敢て無能力者の不法行為に付き責任あるに非ずして、自分が爲すべき監督の義務を怠りたるに因りて、責を負ふなり、左れば監督者は、自分の監視義務に怠慢なりしとを證據立つるときは損害賠償の責任なきものとなるなり(第七百十四條)。

(注意) 未成年者を教育する學校教師、精神病者を治療する病院長も、其被監督者のなしたる不法行為の責に任ずるものとす(第七百十四條第三項)。

三百三十七 或る事務の爲め使用せる被用人が事業執行中他人に損害を加へたる時は使用者は其賠償の責に任ずべきや
は使用者は其賠償の責に任ずべきや

自動車自動車の車夫車夫が主人主人を乗せて走るとき、人の足を引きて傷け、我家の丁稚、下婢か主人の用を便する内誤りて他人に損害を蒙らしめたる時は、其主人は車夫、丁稚、下婢の不法行為の責に任せざるべからず、然とも主人が夫等の者の責任を負ふは、自己の事務執行中なるを要す、車夫が自分用にて車を引きたるとき、丁稚、下婢が自分の用を爲し居たる際人を傷けたるときは、主人は損害を賠償する責任なし、元來主人は被用者の選任及其事務の監督に付き責任を負ふものなるを以て、主人が被用者を選ぶに粗骨ならずして事務に熟練せる者を選び、其事務中は十分監督して不行届の廉なきときは、其不法行為に付き責任なきものとす、又主人が相當の注意を爲したるも、致方なく損害を生したる時に於ても主人は責任なし、例之車夫は熟練なるも人通り繁き往來なりし爲め、人に危害を興へんとするに當り、主人は聲を上げて車を止めしめんとしたるも遂に人を曳きたるか如き場合は、十分注意を爲したるも免る可らざる場合なれば主人は責任なし、又丁稚が荷車を引きて出づるに當り、主人は十分注意する旨を諭したるも、丁稚が途中にて通行人に負傷せしめたる時は、主人は其責任なり、何となれば門を出ては

主人の監督も施すに術なければなり、然とも其丁稚が馬鹿者にて茫然者なるも、其選任に付不注意あるを以て、主人は其責任を免るゝを得ず(第七百十五條第一項)の責任は唯に主人のみならず、主人に代はりて、事業を監督する者も其責任に任ず、例之丁稚を使用する番頭、數多の下女を監督する女中頭等の如し(第七百十五條第二項)、

(注意) 使用者は被用者の不法行為に付き其責任に任ずると前説の如しと雖も、使用者は更に被用者に對して求償することを妨げず、故に車夫又は丁稚の不法行為に付き主人が損害賠償をなしたるときは、主人は更に車夫、丁稚に對して、自己が失ひたる金銭の賠償をなさしむるを得へし(第七百十五條第三項)、

三百三十八 注文者は請負人か他人に加へたる損害に付き責任を負ふや

民法第七百十六條に「注文者は請負人が其任事に付き第三者に加へたる損害を賠償する責に任せず」とあり、故に大工、左官に引渡して建物の建築修繕を爲さしむる際、瓦か落ちて人を傷け、壁か倒れて隣家を害したるときは、注文者は其責任に任せず、又辻乗の人力

車に乗り、或る場所を指して走るとき、人に傷けたるときも、乗客は其損害の賠償に任せずして可なり、但し其損害が注文者又は乗客の注文又は指圖の過失によりて生じたるときは、其責任に任せざるへからず、是同様但書に「注文又は指圖に付き注文者に過失ありたるときは此限にあらざ」とある所以なり、

三百三十九

(イ) 屋根の瓦、土藏の壁か墮落して人を傷け、或は屏、堤が倒れて人に損害を及ぼしたるときは、其占有者又所有者は賠償の責に任ずるや
(ロ) 竹木大樹か倒れて人に損害を生じたるも其占有者又は所有者は賠償の責任あるや

(イ) 屋根瓦か落ちて人を傷け、土藏の壁か墮ちて人を壓伏し、其他牆壁、堤防、溝渠、窰井等か人に損害を及ぼしたるときは、其占有者又は所有者は損害の賠償に任ずる責あり、而して占有者又は所有者が賠償の責に任ずる場合は、夫等の工作物の設置又は保存の方法に瑕疵ありたるか爲めにして、若し夫等の過失なきときは其責任に任せざるものとす、

例之些細の地震の爲めに屋根瓦、牆壁の崩壊するは、平生其設置又は保存に瑕疵ありたるが爲なりと雖も、先年岐阜名古屋にありしか如き大地震の爲めに家屋建築物の倒れたるは、敢て其設置保存の不完全なるが爲にあらすして、寧ろ家屋建築物の倒れざりしが異例なる位なれば、斯の如き場合には、占有者又は所有者に咎むべき過失なきを以て損害賠償の責に任せず、左れば人の通行する場所に井戸又は下水の溝ありて、之に井戸縁又は蓋を爲さざりし爲め人か之に陥りて損害を受けたる等の場合は占有者又は所有者に責むべき過失あるを以て其責を免るゝを得ず、而して其責に任し損害を賠償するものは第一は占有者にして、所有者は占有者の過失なき場合に於て其責を負ふものとす、故に前例の工作物の爲め損害を受けたるものは先づ其借家人、受託者、使用人に掛りて賠償を請求するを要す、之れ占有者は其占有に係る工作物に瑕疵あるや否や、常に監視する責任あるか故なり、若し占有者が損害の發生を豫防する爲め十分支柱を施し、瑕疵を修繕したるに係らず、他人に損害を及ぼしたるときは、之れ占有者の過失にあらず、其工作

物の根本的瑕疵ありしものと見做すを得るか故に、此場合には其所有者が賠償の責に任するなり(第七百十七條第一項)、

(ロ) 右の規則は竹木の栽植又は支持に瑕疵あるか爲め倒れて人に損害を及ぼしたる時にも適用す、故に竹木、大樹の爲めに損害を受けたる者は、先づ第一に其物の占有者に係りて賠償を請求し、占有者が其栽植又は支持に過失なかりしことを証明したるときは、其所有者に對して賠償を請求すべし(第七百十七條第二項)、

(注意) 右の爲め賠償を爲したる占有者又所有者は、大工、左官、植木師等其設備に付て責任ある者に對して、更に賠償を請求する権利あるは勿論のこととす(同條第三項)、

三百四十 自家に飼養せる牛、馬、犬、虎等の動物が他人に損害を爲したるときは賠償の責任あるや

民法第七百十八條に「動物の占有者は其動物が他人に加へたる損害を賠償する責に任す。但し動物の種類及性質に従ひ相當の注意を以て其保管を爲したる時は此限に在らず」と

元來其飼養に係る動物の加へたる損害に關して責任を有するものに
あらず。雖も、其飼養保管の方法に過失あるときは賠償の責に任するものとす。

牛馬は元來人を害する者にあらずと雖も、縛を解きて放ち置しか爲め、他人の田畑を荒らし、人に創を負はし、狂病なる犬を監禁せざりし爲め人を噛みたるときは、其保管に過失ありしか爲め其責に任するは勿論のこととす、又虎、熊の如き猛獸の危険あるとは何人も知悉せる所なれば、堅牢なる檻の中に入れ置かざるべからざるに、其檻を破りて人に傷けしか如きは、檻の堅牢ならざりし証據にして、飼主は其過失の責に任せざるを得ざるも、人か故に其檻の前に近づき猛獸の搏噬に逢ひしか如きは、占有者に過失なきを以て全く被害者の不幸なりとす(第七百十八條)。

(注意一) 右の責任は占有者に代りて動物を保管する者にも適用す、例之動物園、動物見世物小屋の保管人か不注意によりて、人に損害を及ぼしたるときは、
(注意二) 右の責任は其動物の所有者に及ぼすを得ず、是れ動物の他人に損害を蒙らし

むるは其天性に出で、其害を預防するは必竟現在の占有者の責任にして、所有者の過失として認むべき點なきを以てなり。

三四四十一

イ 數人の共暴者あるときは、何人に對して賠償の請求を爲すべきや
ロ 數人の共暴者ありて何人か下手人なるか判別し難きときは如何
ハ 教唆者又は幫助者は不法行為の責任なきや

イ 數人共同して人を毆打し、或は暴徒一揆を起して家屋を毀ちたるときは、共暴者は總て連帶して其責を負ふべきなり、被害者は共暴者全体を相手取りて損害賠償を請求するも、其中一人に付き全部の損害賠償を得るも其勝手なり、

ロ 數人の共暴者ありて、其中何人が下手人なるや判別すること能はざる場合に於ても、其場において共に不法行為に加擔したる者は、現に手を下して損害を蒙らしめたる者も、損害を生ぜざりし者も一同連帶して其責を負ふべきなり、之れ甚苛酷なるが如しと雖も、共に損害を生せしめんと欲したる意思は同等なるを以て法律は全体の共暴人をして責任

を負はしめたり、

(ハ)左れば暴行を教唆して行はしめたる者も、其暴行を補助して便利ならしめたる者も、共に損害を希望する意思は同一なるを以て、法律は之を共暴人と見做し、總て連帯の責任を負ふべきものとなしたり(第七百十九條)、

三百四十八

三百四十二 自分の身体財産に暴行を加ふる者は、之を殺傷しても可なるや

自分の身体財産にして暴行を加へんとする者ある時は、之を防禦するは正當防衛にして之れか爲め人を毆打し、殺傷するは法律の咎めざる所なり、然とも正當防衛の爲め不倫罪となるには、左の三ヶの場合に限る

- 一、財産に對し、放火其他暴行を爲す者を防止するに出たる時、
- 二、盜犯を防止し、又は盜まれたる物を取還すとき、
- 三、夜間故なく人の住居したる邸宅に入り、若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時、

右の場合に於ては、被害者は暴行者を殺傷するも可なり、隨て損害を賠償するを要せず(第七百二十條、刑法第三百五十五條)、

三百四十三 危害已に去り勢に乘じ暴行人を害したるものは正當防衛なるや
盜品を路に捨て、逃走する盜人を追ひ掛けて切り、逃走せん爲め牆壁を越えんとする者を後より殺傷するは、危害已に去りたる後にして、正當防衛にあらず、然とも危害を防止する爲め、仍は勢に乘して加へたるものなれば、恕宥減刑と稱し本刑より二等若くは三等を減じて處分するものなり(刑法第三百十六條)、

三百四十四 他人の身体財産を保護する爲め加へたる行爲は正當防衛なりや
他人か暴行者の爲め身体財産に危害を受けつゝあるを、傍に居たる人が被害者に加擔して、加害者を防ぎたる行爲は、正當防衛にして損害賠償の原因とならず、但し如何なる正當防衛にても、已を得ざるにわらずして、加へたる行爲は不法行爲にして無責任の限りにあらず、例之前例に於て加擔者の力を藉らずして、被害者が優に防衛し得べき場合に於て

三百四十九

は、第三者の加へたる損害は正當防衛にあらす(第七百二十條)。

三百四十五 正當防衛の執行中第三者が損害を受けたるときは何人が責任を負ふべき

や

甲か乙に向て石を擲たんとしたるを、乙は手早く身を變はし、持ちたる杖を以て石を打ちたるに、石は飛て丙者に當り負傷せしめたる場合に於て、丙者は甲乙何れに因て損害賠償を請求すべきやと云ふに、民法第七百二十條但書は、此場合に於ては最初の加害者甲に向て請求すべきものとなせり、又甲者か乙に向て道火に火の付きたる爆烈物を擲げたるに、乙者は手早く其爆烈物を投げ返したるに、爆發物は飛て丙者の店頭に入りたり、然るに丙者は驚き之を屋外に投げ出したるに、誤りて丁者の店頭に當り、遂に爆烈したり、此場合に於ても丁者は乙丙を相手取らずして、甲者に賠償請求を爲すべきあり、何となれば乙丙は共に正當防衛を爲せしものにして、眞の加害者は甲者にあるへければなり、

三百四十六 他人の物より生したる危害を避くる爲め、其物を毀損したるときは、

行爲なるや

他人の飼養せる犬が、余を噛まんとしたる爲め之を打ち殺し、他人の器物が余の頭上に落ち掛りしゆへ、之を放擲して毀損したる場合も、正當防衛の一種にして、余其責に任せず(第七百二十條第二項)。

三百四十七 危害を避くる爲め己むを得ず障碍物を毀損したるときは無責任なるや

地震火事を避くる爲め屋外に出る際、他の牆壁を破り、或は逃路に當る障碍物を足を上けて蹴り又は之を河中に投して毀損したるときは、損害賠償の責任あるや否やと云ふに、刑法に於ては之を不論罪と稱し其罪を問はずと雖も、民法上の責任に於ては、蓋し無責任にあらざるべし、或は之を稱して正當防衛なれば無責任なりと云ふものあれど、正當防衛は他人が生命財産に危害を加へんとするを防止するとき行ふ非常手段にして、本場合の如き地震、火事等に對して正當防衛と云ふは意味を爲ざる語なり、蓋し人は天災を避る爲め、故なく他人の物を毀損する權利なし、故に本場合の如きは無責任の限りにあ

す、但し天災を避くる爲め、殆ど夢中にて他人の財物を毀ち、或は逃走する際過失によりて他人に損害を加へたるときは別なりとす、何となれば人は天災危難を避る際、平生安居のときの如き注意過失を咎むること能はざるを以て、少許の過失は過失として責むるを得ざればなり、

三百四十八 胎児は損害賠償の請求權に付ては己に生れたるものと見做すを得るや

人の私權は生出の時より之を享有するとは民法の原則なりと雖も、不法行為に付ては胎児は己に生れたる者と見做すを得べし(第七百二十一條)例之甲か乙の爲めに殺されたる場合に當り、甲に遺腹の兒ありたるときは、其子は乙に對し損害賠償を請求するを得べし、蓋し其子は生れなから父なきの不幸に逢ひ、扶養者なく、教育者なく、莫大の損失を蒙ることあるか故なり、然ども其子が未だ胎内にある間に此請求權を行ふものと誤解すへからず請求權は胎児のとき之を有すと雖も、之を實行するは生出のときに始まる、故に胎児死したるときは此請求權も隨て消滅するものとす、

三百四十九 被害者に過失あるときは損害賠償の請求權は消滅するや

被害者に過失ありたるるときと雖も、損害賠償の請求權は消滅せず、唯損害賠償の額を定むるときに、裁判所が多少の斟酌を爲すのみなり、例之被害者が悪口罵詈したるか故に、加害者怒りて被害者を毆打したるか如き場合に於ては、加害者は責任を免るゝを得ず、然ども百圓の賠償を得べきものも、被害者に責ありたるが爲め七拾圓若くは五拾圓に減少することあるべし(第七百二十二條)、

三百五十 名譽を毀損せられたる者は、損害賠償に代へ新聞紙に廣告して謝罪せしむることを得るや

民法第七百二十三條に「他人の名譽を毀損したる者に對しては、裁判所は被害者の請求に因り、損害賠償に代へ、又は損害賠償と共に名譽を回復するに適當なる處分を命ずることを得」とあり、新聞紙の謝罪廣告は名譽回復に適當の方法なるを以て、名譽回復者は損害賠償に代へ、或は之に合せて謝罪廣告を爲さしむることを得べし、

三百五十一 損害賠償の請求権は幾年にして時効に罹るや

被害者の損害賠償の請求権は、被害者が不法行為の損害及び加害者を知りたるときより三年を経て時効に罹るものとなせり、而して損害及び加害者の知れざるるときと雖も、加害の當時より二十年を経過したるときは、時効に罹るを以て、此より以後は賠償の請求権消滅するものとす(第七百二十四條)。

右の時効は新民法の定むる所なるも、刑事訴訟法に依れば、刑法上罪と成るべき行為に付ては、私訴は公訴と同一の時効に罹るを以て、重罪は十年、輕罪は三年、違輕罪は六ヶ月を以て請求権消滅す、而して己に刑の言渡しありたる後に至り、初めて民法の規定に従ふべきを以て、前説の時効を適用するは己に刑の言渡ありたる以後の事とす。

第三十三章 法人

○法人の設立

法人とは何ぞや

三百五十二

法人の設立手續を問ふ

法人とは人に非ざる者を法律が假に人と認め、權利を有し義務を負ひ又裁判所に於ては一個人と同じく訴訟の當事者と爲ることを得るものなり、此法人に二種あり一を社團法人と云ひ、一を財團法人と云ふ、社團法人とは商會社、國、府縣、學術宗教の協會の如く、人の團體を以て法人を組成する者にして、財團法人とは宗教の傳導、慈善、教育等の爲に義捐したる財物の團體を人と認めたるものを云ふ、而して此法人てふものは民法又は其他の諸法律の規則に従ひ、一定の届出をなし、或は主務省の許可を得て設立するものにして、自然に存在する法人は絶えへて無きものなり(第三十三條)、今其法人の設立手續を記さば左の如し、

●營利を目的とする社團は商會社設立の條件に従ひ之を法人と爲すことを得、

此の社團法人には總て商會社に關する規定を準用す(第三十五條)。

商事會社とは商取引を爲す會社の謂にして商事會社は當然法人なりと雖も、營利を目的とする社團は假令商取引を爲すにあらすして、農業、工業、漁業を爲す社團にても、法人たらんと欲せば、商法に従ひ商事會社に關する規則を守らざるべからず、尙ほ商事會社設立手續は、會社法の部に至りて説明せん、次に

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益に關する社團又は財團にして營利を目的とせざるものは、主務官廳の許可を得て之を法人と爲すことを得(第三十四條)

右の事項を目的とする社團又は財團は、本來は法人にあらす、唯當事者の希望によりて法人となるのみなれば、當事者にして法人たることを望まざるときは、普通の社團又は財團にて足れり、我邦の實際は法人たらざるもの多し、

次に國、府縣は已に法律によりて法人なりと雖も、外國の國、府縣又は商事會社は我邦にて之を法人と認むるや否やに付ては第二十六條に曰く

外國法人は國、國の行政區畫(我邦の府縣郡の如きもの)、及商事會社を除くの外其成

立を認許せず、但法律又は條約に依りて認許せられたるものは此限にあらす、

左れば外國の國、縣、郡及商事會社は我邦にても之を法人と認め、法人として取扱ふものと知るべし、而して其効力に付ては同條第二項に

前項の規定に依りて認許せられたる外國法人は、日本に成立する同種の者と同一の私權を有す、但外國人が享有することを得ざる權利及び法律又は條約中に特別の規定あるものは此限に在らず、

とあるを以て、外國法人の權利は日本法人の權利と同一にして、唯外國人の有するを得ざる權利及法律又は條件に於て禁止したる權利は、外國法人之を享有するを得ざることとなせり、

右の如くにして設立したる法人が定款を定め或は寄附行為に因りて法人の目的を定めたるときは、其法人は法律上一個人の人と見做され財産を所有し、義務を負ひ、訴訟の當事者となること生きたる人間に異なることなきものと知るべし、(第四十三條)、定款及び寄

附行為に付ては後に詳説すべし

三百五十三

定款には如何なる事項を記載すべきや

定款とは社団法人の憲法にして、法人の精神なり、法人は定款以外に働くことを得ず、若し定款以外に爲したる行為あるときは、其は法人の行為にあらざして社員^{社員}の行為なり、而して此定款には左の事項を記載することを要す(第三十七條)。

- 一、目的、(營業の目的)
- 二、名稱、(社名、會名)
- 三、事務所、
- 四、資産に關する規定、(資本金高は云に及はず、之を株券にするか、社員分担任にするか、其責任は有限なるか、無限なるかの類)
- 五、理事の任免に關する規定(即ち選舉黜免法)
- 六、社員たる資格の得喪に關する規定

以上の事項を記したる定款は、之を主務省に届出し其認可を経るにあらざれば効力なし

三百五十四

定款の變更は如何にしてなすや

社団法人の定款は總社員の四分三以上の同意あるときに限り之を變更することを得、但定款に別段の定めるときは此限に在らず、而して定款の變更は主務管應の認可を受くるに非されは其効力を生ぜず(第三十八條)。

三百五十五

寄附行為とは何ぞや

寄附行為とは財團法人に於ける定款なり、此に貧民教育の爲めに十萬圓の金錢を醜集し此財團を以て法人となしたるときは、十萬圓は貧民の教育より他の事業に使用することを許さず、即ち貧民教育と云ふことは、此財團の精神にて寄附行為なり、寄附行為を以て記載すべき事項は左の如し。

- 一、目的
- 二、名稱

三、事務所

四、資産に關する規定

五、理事の任免に關する規定

以上の事項を記したる寄附行為は之又主務官廳の認可を経ることを要す(第三十九條)、

三百五十六 法人の登記手續を問ふ

法人は登記を受くるに非ざれば世人一般に對抗する能はず、其登記手續は其設立の日より二週間に事務所所在地に於て登記をなすことを要す、若し法人が二個以上の事務所を有するときは、其主たる事務所の所在地に於て登記を爲すに非ざれば、之を以て他人に對抗することを得ず、又法人が設立したる後新に事務所を設けたるときは二週間に登記を爲すことを要す(第四十五條)、法人の理事が若し以上の登記を怠りたるときは、五圓以上二百圓以下の過料に處せらるへし(第八十四條)、而して法人が官廳の許可を経て初めて設立するを得る者は、其許可証の到達したる時より起算して、前述の二週間

若くは一週日の期間を定むるものとす(第四十七條)、

登記すべき事項左の如し(第四十六條)、

一、目的

二、名稱

三、事務所

四、設立許可の年月日

五、存立時間を定めたるときは其期間

六、資産の總額

七、出資の方法を定めたるときは其方法

八、理事の氏名住所

若し此事項中に變更を生じたるときは二週間内に登記をなすことを要す、登記前に在りては其變更を以て他人に對抗することを得ず、

・ 其事務所を移轉したるときは、舊所在地に於ては一週間内に移轉の登記を爲し、新所在地に於ては一週間内に前上に述べたる八ヶ條の登記を爲すを要す、若し事務所の移轉が同一登記所の管轄区内なるときは、其移轉のみの登記を爲すへし(第四十八條) 總て法人の住所は其主たる事務所の所在地を以て住所とす(第五十條)、 外國法人か始めて日本に事務所を設けたるときは、其事務所の所在地に於て登記を爲すまでは、他人は其法人の成立を否認することを得(第四十九條第二項)、

三百五十七 法人の財産目録及社員名簿は如何なる時之を調成する義務ありや

法人は設立の時及び毎年初の三ヶ月内に財産目録を作り、常に之を事務所へ置くことを要す、但し特に事業年度を設くるものは、設立の時及び其年度の終りに於て之を作ることを要す、

社団法人は社員名簿を備へ置き、社員の変更ある毎に之を訂正することを要す、但し財団法人には社員名簿あらずを以て此の義務なし(第五十一條)、

○ 法人の管理

三百五十八 理事は如何なる権利責任を有するや

理事とは法人の事務を執るものにて社長、幹事、委員等種々の名を有するとあるべし、法人には必ず一人に數人の理事を置くものとす、之れ法人は生命なき社團若くは財團あれば其業務を執る理事なきときは、活動すること能はざるを以てなり、

第一 理事が數人ある場合に於て、定款又は寄附行為に別段の定なきときは、法人の事務は理事の過半数を以て決す(第五十二條)、

理事は總て法人の事務に付き法人を代表する者なり、但し理事は定款又は寄附行為の趣旨に違反する行為を爲すことを得ざるは勿論なり、若し定款又は寄附行為に違反するときは、其行為は法人の行為にあらずして、専ら一個人の行為なり、又社団法人に在りては總會の決議に従ふことを要す、理事の専ら總會の決議は定款又は寄附行為と同一の効力を有す(第五十三條)、

第二 然とも理事の代理權に加へたる制限は、之を以て善意の第三者に對抗することを
得ず、蓋し定款、寄附行爲又は總會の決議は、理事の代理權に制限を加ふことを得へしと
雖も、法人と取引する第三者は必ずしも定款、寄附行爲、決議を知るものにあらざれば
此等の者に對しては、制限の効力なし、然とも第三者か定款又は寄附行爲及其他の事情に
より理事の代理權の權限を知れるときは、其理事と爲せる權限外の取引は無効なりと爲
さるるべからず、左れば會社に於て注文掛と表識せる札の下にて事務を執れる社員に向
て、第三者か會計掛の範圍内なる支拂をなしたるときは、其支拂は無効となるべし、何
となれば此場合には第三者は社員の權限を知り居たる者なればなり(第五十四條)、
第三 理事は定款、寄附行爲、總會の決議に依りて禁止せられざる限りは、特定の行爲
を他人に委任して代理せしむることを得べし、而して其復代理は或る特定の行爲に限る
が故に、理事が有する全般の權利を代理せしむるを得ず、例之社長が或る一部の取引マ
一部の事務を代理せしむるか如し(第五十五條)、

第四 法人と理事と利益相反する事項に付ては理事は代理權を有せず、
に對して金銭を供用し居たる場合に於て、其催促事件に付ては理事は法人の督促委員
なることを得ざる場合の如し(第五十七條)、

三百五十九 監事は如何なる職務を有するや

法人には定款、寄附行爲又は總會の決議を以て一人又は數人の監事を置くことを得(第
五十八條)、監事とは株式會社等に於ける監査役にして、常に理事の事務執行を監督する
ものなり、而して監事を置くに置かざる時は法人の勝手にして、理事の如く必ず置くを
要するものにわらず、其職務は左の如し、

- 一、法人の財産の狀況を監査すること、
- 二、理事の業務執行の狀況を監査すること、
- 三、財産の狀況又は業務の執行に付き不整の廉むることを發見したるときは、之を總
會又は主務管處に報告すること。

四、前號の報告を爲すため必要あるときは總會を招集すること(第五十九條)。

三百六十 總會の開會及決議方法は如何

第一 社團法人の理事は少くとも毎年一回社員の通常總會を開くことを要す(第六十條)。

第二 社團法人の理事は必要ありと認むるときは、何時にても臨時總會を招集することを得。

總社員の五分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求を爲したるときは、理事は臨時總會を招集することを要す、但此定数は定款を以て之を増減することを得(第六十一條)。

第三 總會の招集は少くとも五日以前に其會議の目的たる事項を示し、定款に定めたる方法に従ひて之を爲すことを要す(第六十二條)。

第四 社團法人の事務は定款を以て理事其他の役員に委任したるものを除く外、總て總會の決議に依りて之を行ふ(第六十三條)。

第五 總會に於ては第三(六十二條)の規定に依りて豫め通知をなしたる事項に付てのみ

決議を爲すことを得、但し定款に別段の規定あるときは此限にわらず(第六十四條)。

第六 各社員の議決権は平等なるものとす、故に多額の出資をなしたる社員も、少額の出資を爲したる社員も、其議決権は平等にして、一人一個議決権を有するものとす、總會に出席せざる社員は書面を以て表決をなし又は代理人を出たして議決に加はらしむることを得。

以上二項は定款に別段の定めある場合には之を適用せず(第六十五條)。

第七 社團法人と社員の一員又は數員との關係に付き議決を爲すときは、其社員は其議決に加はることを得ず(第六十六條)。

○主務官廳

三百六十一 法人に對して主務官廳は如何なる權利を有するや

主務官廳は常に法人の業務を監督す、又主務官廳は何時にても職權を以て、法人の業務の財産の狀況を検査することを得(第六十七條)。

○法人の解散

三百六十二 法人は如何なる場合に於て解散するや

法人は左の場合に於て解散す(第六十八條)、

- 一、定款又は寄附行為を以て定めたる解散事由の發生、
- 二、法人の目的たる事業の成功又其成功の不能、
- 三、破産、

破産は法人が其債務を完済すること能はざるに至りたるとき、理事若しくは債権者の請求に依り、又は職權を以て裁判所が宣告をなすものとす。從來破産は商人のみに施行したりしが、民法實施の後は民事法人にも適用すべきものとす、而して商法に於ては債務者が破産を請求すべきを以て本則となしたるを以て、民事法人に於ても理事は支拂停止を生じたる場合は、直に破産宣告を請求すべき者とす(第七十條)、

四、設立許可の取消、

設立許可の取消は、法人が其目的以外の事業を爲し、又は設立の許可を得たる條件に違反し、其他公益を害すべき行為を爲したるとき、主務官廳がなすものなり(第七十一條)、

社団法人は前上に掲げたる場合の外、左の事由に因りて解散す、

一、總會の決議、

社団法人は總社員の四分の三以上の承諾あるに非ざれば、解散の決議を爲すことを得ず、但定款に別段の定めるときは此限りに在らず(第六十九條)、

二、社員の缺亡、

社員の死亡、退社により一人も社員の存せざるを云ふ、一人にても社員の存しあらんには、社団法人は解散するに及ばず、

右の事情に依りて解散したる法人は、直に清算人を選びて残りの財産を處分すべし、而して此清算終了に至るまで、法人は尙ほ存続することを得、但し其存続は清算の目的の

範圍内なるを要す、清算の目的外に法人の事務を執り營業を爲すは、法人解約の存續に
あらず(第七十三條)、

三百六十三 解散したる法人の財産は何人の有に歸するや

解散したる法人の財産は、定款又は寄附行為を以て指定したる人の所有となる、然るに
定款又は寄附行為を以て所有者を指定せず、又は之を指定する方法を定めざりしときは、
理事は主務官廳の許可を得て、其法人の目的に類似せる目的の爲めに其財産を處分する
ことを得、例之貧民教育の爲めに醜集したる財團なれば、之を普通教育の爲めに用ゐ、
罹水災者の救助の爲めに義捐したる金銭なれば、之を備荒貯蓄費となすの類是なり、而
して此か社團法人の財産なるときは、總會の決議を経ることを要す、若し夫れ以上の二
方法を以ても處分すること能はざるときは、其財産は國庫の所有に歸す(第七十二條)、

三百六十四 清算とは如何

清算とは法人が解散したる時、債權の取るべきもの、權利の主張すべきものは、之を取
立て、債務の拂ふべきものあれば之を拂ひ、而して差引尙ほ餘剩あれば之を社員に返還
し、或は之を他の事業の爲めに費すとも、一々之れか處分をなし、總て法人に對する利
害關係人をして公平の處分を受けしむる方法を云ふ、

三百六十五 清算人には如何ある人なるべきや

法人が解散したるときは、本則として其理事が清算人と爲る、若し定款又は寄附行為を
以て別に清算人となる者を定め、又は總會に於て別に他人を選任したるときは此限りに
あらず、但し破産によりて法人が解散したるときは、別に破産管財人と云ふ者ありて此
清算をなすゆへ、此規則に従ふを得ず(第七十四條)、
右の規定によりて清算人たる者なきとき、又は清算人の欠けたる爲め損害を生ずべき虞
あるときは、裁判所は利害關係人若くは檢事の請求により又は職權を以て清算人を選任
することを得(第七十五條)、

三百六十六 清算人の職務は如何

第一 清算人は解散後一週間内に自分の氏名、住所及解散の原因年月日の登記をなし、又何れの場合に於ても之を主務官廳に届出ることを要す、若し又己に清算の始まり後に至りて新なる清算人を増加したるときは、其清算人は直に清算事務を執ることを得へしと雖も、遅くとも就職後一週間内に其氏名、住所を登記し、之を主務官廳に届出づべし(第七十七條)。

第二 清算人の職務左の如し。

- 一、現務の結了、
法人の業務の尙は未だ遣り掛りにて残り居るものあらば、早く其事務を片付けて結了せしむること。
- 二、債権の取立及債務の辨濟、
取立つべきものは取立て、辨濟すべきものは辨濟し、法人の財産を明かにすると。
- 三、残余財産の引渡、

若し財産に剩りあるときは、夫れに權利歸屬者に分配すること。

清算人は右の職務を行ふ爲めに必要なる行爲は、一切之を爲すことを得(第七十八條)。

第三 清算人は就職の日より二ヶ月以内に少くも三回の公告を爲し債権者に對し、一定の期間内に其請求の申出を爲すへ旨を催告することを要す、而して債権者に申出でしむる期間は二ヶ月を下ることを得ず、必ず二ヶ月以上の期間を與るを要す。

此公告には期間内に申出てざる債権者は清算に加入することを得ずて旨を附記すべし、然とも清算人が己に債務關係を熟知し居る債権者は、假令右の申出を爲さざるにても、清算人は之を排斥するを得ず(第七十九條)。

第四 右の期間内に申出てざりし債権者は、法人が總ての債務を拂ひ盡したる後、未だ歸屬權利者に引渡さるる財産あるときのみ、清算に加入して返濟を受くることを得(第八十條)。

第五 清算中に法人の財産が、悉皆の債務を残りなく辨濟する能はざることが分明とな

りたるときは、清算人は直に破産宣告の請求を爲し、其旨を公告し、清算事務は舉げて之を破産管財人に引渡すべし、清算人は管財人に事務を引渡すことによりて其任を終りたるものとす。

此の場合に於て已に債權者に支拂ひ、又は歸屬權利者に引渡したるものあるときは、破産管財人は之を取戻すことを得(第八十一條)。

第六 清算が終了したるときは、清算人は之を主務官廳に届出づることを要す(第八十二條)。

○罰則

三百六十七 法人の理事、監事、清算人は如何なる場合に於て過料に處せらるゝや
法人の理事、監事、清算人は、左の場合に於ては五圓以上二百圓以下の過料に處せらる(第八十四條)。

一、法人に要する登記を爲すことを怠りたるとき。

二、第五十一條に定めたる規程内に財産目録を調成することを怠り、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載を爲したるとき。

三、第六十七條、第八十二條の場合に於て主務官廳又は裁判所の検査を妨けたるとき。

四、官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隠蔽したるとき。

五、第七十條又は第八十一條の規定に反し、破産宣告の請求を爲すことを怠りたること。
六、第七十九條又第八十一條に定めたる公告を爲すことを怠り、又は不正の公告を爲したるとき。

第三十四章 親族、戸主及び家族

三百六十八 親族とは如何なる者を云ふか

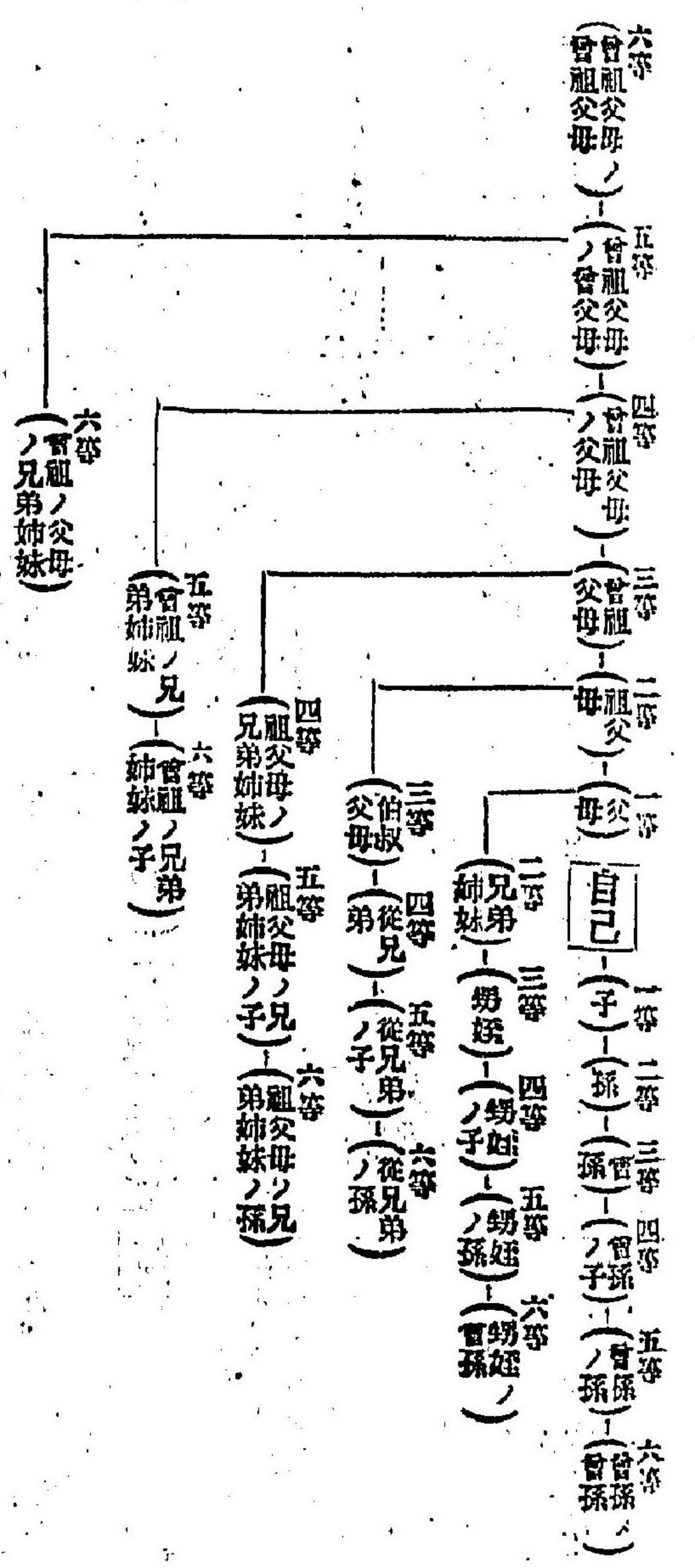
一、六親等内ノ血族

血族とは如何
直系親、傍系親、卑屬親とは如何

親等ノ計算方法

血族とは俗に血を分けたるもの、謂にして即養子等に非ざる親子兄弟の如きを云ふ、(第七百二十五條)、而して親族關係には直系親、傍系親あり、又尊屬親、卑屬親の別あり、直系親とは祖父母、父母、子孫の如きものにして、傍系親とは伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪の如きものを云ふ、尊屬親とは祖父母、父母、伯叔父母の如く自己より目上の親屬にして、卑屬親とは子孫、甥姪の如く自己より目下の親屬を云ふ、而して親等を計算するには、父母を二等親とし、祖父母を三等親とし、其上を三等親とし、又目下に向ては子を一等親とし、孫を二等親とし、曾孫を三等親とす、以下之に準ず、次に傍系親は兄弟姉妹を二等親とし、伯叔父母を三等親とし、甥姪を三等親とし、從兄弟姉妹の關係を四等親とす、

尙ほ直系親、傍系親の關係を左に圖解すべし



右第一行を直系親とし、尊屬六等までと卑屬六等までを示せり、第二行以下は傍系親にして各六等までを示せり、

二、配偶者

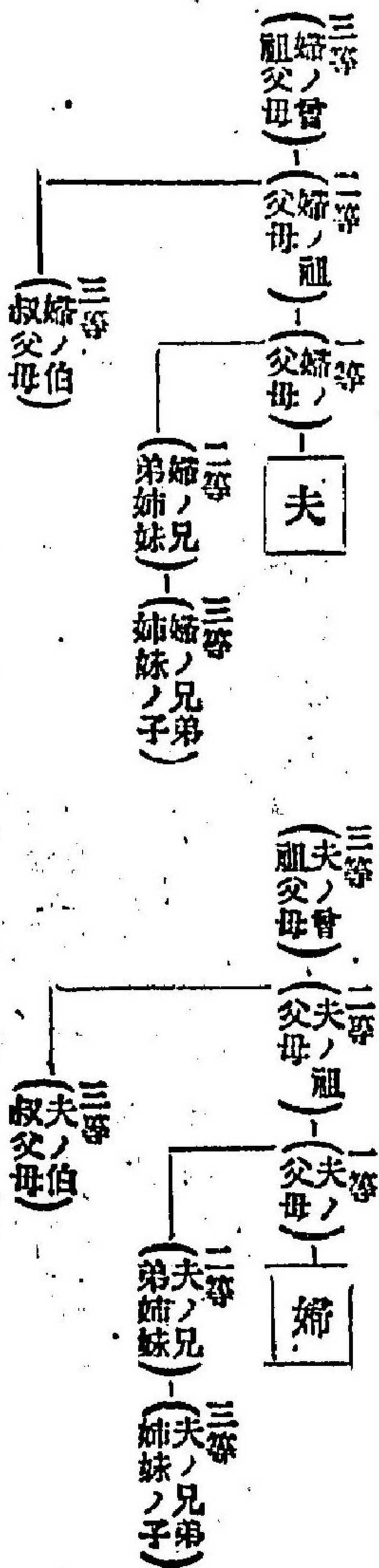
配偶者とは如何

姻族とは如何

配偶者とは夫より云へば妻、妻より云へば其夫を指して謂ふ、

三、三親等内の姻族

姻族とは夫婦の中其一方より見たる關係の謂にして、夫の父母等より見たる婦の血族、又婦の父母等より見たる夫の血族は姻族にあらず、尙左に其圖解を示さん、



三百七十八

三百六十九 養子は親族なるか

養子は血族に非ず姻族に非ずと雖も、民法第七百二十七條に依り血族と同一の關係を生ず、

三百七十 養子は何時より血族と同關係を生ずるか

養子縁組の日より此關係を生ず(第七百二十七條)然とも養子縁組の日養親の胎内に男子あるときは相続権は其胎内の子に屬す、民法第九百五十八條には胎兒に相続権あることを規定したり、蓋し胎兒は養子より先きに血族となりたるものなればなり、

(注意) 民法は養子關係に付ては縁組と稱し離縁と稱し、夫婦關係に付ては婚姻と稱し離婚と稱したり、俗語は離縁を夫婦の關係消滅する場合に用ふるもの多けれども、法律語は否らず、注意すべし、

三百七十一 右血族、姻族、配偶者、及養子の外に尙ほ親族あるか

繼父母と繼子間は右に該當せざれども、民法第七百二十八條に依り血族と同一關係を生じ、嫡母と庶子との間亦同し、此の外には親族關係無し

三百七十二 親族關係より生ずる効果を問ふ

一、親族は相続権あり、

三百七十九

養子縁組の日養親の胎内に男子あるに相続は如何に關する

離縁と離婚とは如何なることあるや

- 二、親族は後見人、後見監督人、親族會員の任命を辭するを得ざるを以て本則とす。
- 三、親族間は場合により扶養の義務を負担することあり(後に詳なり)。
- 四、親族間は場合により犯罪に對する刑を全免せらるゝことあり、又加重せらるゝことあり。

三百七十三 戸主權は如何にして得るか

家督相続、入夫婚姻及び新家創立等に依る、家督相続に依り戸主となるは普通の原因なり。入夫婚姻とは女戸主の處へ婚姻して入る者にして、此の場合は特別に女戸主を其儘繼續せしむる契約あるに非ずんば、當然其入夫は戸主權を取得するものなり、新家創立とは新に一家を立て始むるものを云ふ。

三百七十四 新家創立は如何なる場合に之れあるか

- 一、戸主の同意を得て任意に一家を新立する場合、但法定の推定家督相続人は任意に一家を新立することを得ず。

推定家督
相続人は
他家の
入夫を
得るに
依る

(注意) 法定の推定家督相続人は任意に他家に入ることをも爲し得ざるものなり。

法定の推定家督相続人とは法律にて定まりたる家督相続人を云ふ、推定とは指定(被相続人即ち前戸主のさしづにて定まりたる相続人)選定(親族會等にて定めたる相続人)等に對する稱にして自然に定まりたる相続人と云ふ意味なり、此相続人は法律に定めたる者なる故被相続人の任意に廢除すること能はざる者なり。

- 二、離婚せられたる家族及び他家に入りたる後復籍を拒まれたる家族は一家を創立せざるを得ず。

離婚せらるゝ場合とは成年の家族か戸主の指定したる居所を離れ、其歸るべき催告に遇ふも歸らざる場合、若しくは戸主の同意を得ずして婚姻したる場合に、戸主より其者に對し科する制裁として起る者なり、復籍を拒まるゝ場合は家族か戸主の同意を得ずして養子、入夫若しくは婚姻となりて他家に入りたる場合に、戸主より其者に對し科する制裁として起るものなり、此れ等の者は歸るべき家無く、入るべき籍無く、さればとて

無籍にて濟むべきに非ざれば己を得ず一家を創立せざるを得ず、

三、戸主の同意を得て他家に入りたる者か離婚離縁等に依りて實家に復籍すべき場合に、實家の廢絶したる場合、但此の場合に實家を再興するは敢て禁する所に非ず、

四、父母の知れざる子は一家を創立す、

父母の知れざる子とは生れながらにして遺棄せられたる兒の如きを云ふ、

五、戸主死亡若しくは國籍喪失に因りて戸主權消滅し、家督相續人なきときは其家族は一家を創立す、

國籍喪失は外國に歸北して外國人となりたる場合等に生ず、

三百七十五 家族とは如何なるものを云ふや

戸主の家に在る隠居、伯叔父母、兄弟姉妹、子、孫、甥、姪の如き者は皆家族なり、而して家に在るとは必ずしも同居する者に限るとの意に非ず、例へば隠宅等に居り別居するも戸主と籍を同ふすれば家に在る者と云ひ得るなり、

婚姻は實家の氏を稱するを得ることを得る

戸主及家族は其の家の氏を稱すべきものとす、從來婚姻夫婦に入るも猶自己實家の氏を稱したる如きは、今後爲すべからざる事たり、

三百七十六 戸主及家族の義務を問ふ

戸主は其家族を養ふべき義務あり、家族は戸主の同意を得ずして一家を創立し、又は婚姻、縁組をなして他家に入るを得ず、之に反するときは復籍を拒まれ、實家に歸ることを得ざるに至る、又家族は戸主の同意を得ずして別居をなし、若しくは婚姻、縁組をなして他人を入るを得ず、之に反するときは離籍せられ實家に居るべき權利を失ふべし、

(注意) 家族の庶子及私生子は戸主の同意あるに非ざれば其家に入るを得ず (第七百三十五條)、

三百七十七

養子若しくは寡婦 (他家より入りたる婦にして夫の死亡したる未亡人を指す) は其養家若しくは婚家より直に婚姻若しくは縁組をなして他家に入ると

を得るか

舊民法は之れを許さず、又我國の習慣にも之れを許さざるもの多しと雖も、新民法は實家の戸主と、養家若しくは婚家の戸主の、同意を得るときは直に他家へ入ることを許せり、

三百七十八 戸主權は如何なる場合に喪失するか

- 一、國籍喪失に依て戸主權喪失す、
- 二、入夫戸主の離婚せる時は戸主權喪失す、
- 三、戸主の隠居する時は戸主權喪失す、
- 四、戸主の他家に入りたる時は戸主權喪失す、

三百七十九 隠居は如何なる場合になし得るか

左の條件に適合することを要す、

- 一、滿六十年以上なること、但女戸主は年齢に拘はらず隠居を成すことを得、然とも

隠居をなしにば年齢に拘はらずにば年を要す

單純承認と限定承認との區別を問ふ

女戸主に夫あるときは夫の同意を得ることを要す、

二、完全の能力を有する家督相續人が相續の單純承認を爲すこと、

完全の能力を有するとは、成年者にして禁治産者等たるものを指す、次に單純承認とは限定承認に對する語にして平易に言はゞ限定承認とは前戸主の資産にて代の借財を返済するも其不足なる分は我固有の資産を以て償はずとの意味を有せしものにして、單純承認とは其足らざる分は自己の固有の資産を以て償却するとの意味を有す、

三百八十 隠居を爲すには必ず右の二條件を完備することを要するか

左の場合に於ては完備せざるも可なり、

- 一、戸主が疾病なること、又養子戸主が本家の再興をなし、或は相續をなす場合、其他已むを得ざる事由あるときは年齢に拘はらず、相續人の承認を得て隠居することを得、但裁判所の許可を受くることを要す、而して此場合に於ては推定家督相續人あら

戸主は他家に入らざるを得るや

する時は豫め家督相続人を定め其承諾を得るを要す(第七百五十三條)

二、戸主か婚姻に因りて他家に入らんと欲するときも前項と同様に取扱ふ、即ち年齢に拘はらず又相続人なければ相続人を定めて其承諾を得べし、但裁判所の許可を得るを要す、

三百八十一 隠居の効力如何又其効力を生ずる時期如何

隠居するときは戸主権及び戸主の義務消滅す、即隠居するときは家に屬する財産権を喪失し家に屬する義務を免かる、

右の効力は戸籍吏に届出たる時より生ず、但債権者債務者に對しては通知の時より後對抗することを得るのみ、此に對抗と云ふは借財の返済を請求せられたる場合に予は義務者に非ざる故返済せずと拒む如き、又は義務者より借財の返済を受けよと申出ありたる場合に予は權利者に非ざる故受取らずと拒む如き類を云ふ

三百八十二 隠居は再び戸主となるを得るか

場合なるに依りては戸主は故なく廢すること能はざるものなれば、其戸主を廢して隠居が再び戸主となることを得ず、然も隠居を取消して再び戸主となることは在り、取消は法定の原因換言すれば法律の規定に違反して隠居したる場合に生ず、其取消の原因及び取消を請求し得る人に就ては、民法第七百五十八條及び第七百五十九條を參照して知るべし、

第七百五十八條第一項の取消権者は隠居者の親族及檢事にして全第二項の取消権者は隠居者の夫のみなり

第七百五十九條の取消権者は詐欺發見若しくは強迫免除前は隠居者又は家督相続人の親族及檢事にして右發見若しくは免除後は隠居者若しくは家督相続人のみなり

三百八十三 右隠居取消前に新戸主に對し債権者と爲りたる者は取消後如何にして其債権を執行し得るか

若し債権者にして隠居取消の原因を知らざりし時は戸主(隠居を取消したる者)及相続人(新戸主を取消されたる者)に對し其辨済を請求することを得、若し又債権者にして隠居取

家族が自己の名を以て得たる財産は、家族の所有する所なる

消の原因を知りたる者なるときは戸主に對して請求することを得ずして單に相続人に對して請求するを得るのみ(第七百六十條)。

三百八十八

三百八十四 戸主は其家を廢するを得るか

新に家を立てたる者は自由に其家を廢することを得へしと雖も、家督相続に依りて戸主となりたる者は廢することを得ず、但本家の相続又は再興其他正當の事由に因り裁判所の許可を得たるときは此限に非ずとす、而して此本家相続等の場合に家督相続人あらば相続せしむべきは勿論、家督相続人なきときは相続人を定めて相続せしむるを要すと雖も、以上の者無き時は廢家するを得る儀と心得べし(第七百六十二條)。

三百八十五 家族は財産を所有するを得るか

家族が自己の名にて得たる財産は其特有財産となる、例へば贈與を受けたる財物、若くは自己が獨立して商業等を爲して得たる財産の如きは、自己の名にて得たる財産なりとす(第七百四十八條)。

第三十五章 婚姻

三百八十六 婚姻の要件には如何なる種類あるか

二種あり無効要件及取消要件即ち是れなり

無効要件は之を欠くときは婚姻は無きものにして夫婦關係初めより毫も成立せざるものなり、故に重ねて他に婚姻するも重婚罪成立せず、他の男子に私通するも姦通罪と成らず、取消要件は取消前は夫婦たりと雖も、取消請求者の請求に依り夫婦關係の消滅するものを云ふ、

三百八十七 婚姻の要件とは如何なるものを云ふか

(一)婚姻の成立に必要な條件は

一、當事者間に婚姻を爲す意思あること

多くは人違等の原因にて全く當事者間に婚姻を爲す意思の欠缺することあり

三百八十九

届出は婚姻の成立に關係するや

婚姻を爲す年齢を問ふ

二、戸籍吏に婚姻の届出をなすこと

届出は婚姻の事實を公証するに過ぎざるものなれども、法律は之を以て婚姻の成立要素の一と爲したるを以て、婚姻の最必要なる要件と成りたり、今后從來の如く届出（即ち從來の送籍等の手續に相當す）を忽せにすることは大に慎まざるべからず、婚姻の瑕疵なきに必要な條件は

一、年齢なりとす、即ち男は満十七年、女は満十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ず、之に反する時は當事者、其戸主、親族、又は検事（検事は當事者の一方死亡したる後は其取消を請求することを得ず以下皆同也）より其婚姻の取消を請求することを得、但し戸主以下は不適齡者が適齡に達したる後は取消請求權消滅すと雖も、當事者は其後尙三ヶ月間は取消を請求することを得、但適齡後追認したる時は三ヶ月内と雖も取消權消滅す、

二、配偶者無きこと、配偶者あるもの重ねて婚姻をなす時は重婚罪成立するのみならず

前婚者が新に婚姻せんとすに於て前婚の婚姻を經過するや

相姦者は正當の婚姻を爲すことを得るや
親族間互に婚姻するに於て得るや

す、前項に掲げたる如く當事者（重婚者）其戸主（重婚者の戸主）親族（重婚者の親族）検事は其取消を請求することを得、又當事者の配偶者（新配偶者）及前配偶者よりも常に其取消を請求することを得るものとす、

三、前婚解消又は取消後六ヶ月を経過したる事、但女か前婚解消（前夫の死亡、離婚等）又は取消前より懐胎したる場合に於ては、其分娩の日より婚姻の自由あり、此規定に反する時は婚姻其戸主、親族、検事、及婚婦の新舊兩配偶者等より其取消を請求することを得、但前婚解消又は取消後六ヶ月を経過したるか、若くは新婚後懐胎したる時は其取消權消滅す、

四、相姦者たらざること、但姦通に依りて離婚又は刑の宣告を受けたる場合に限り、

前項と同一の者より常に其取消を請求することを得、

五、直系血族又は三親等内の傍系血族間たらざること、但養子と養方（養家の親族）の傍系血族との間は婚姻を爲すことを得、此要件に反する時は夫婦の双方、其戸主、

親子と養
家の親族
間婚族
をなすこ
とな得る
や
直系姻族
間婚族
をなすこ
とな得る
るや

親族、及検事より何時にても其婚姻の取消を請求することを得、

六、直系姻族間たらざることを、其姻族の止みたる後と雖も亦同し、取消請求者及其無期

間たることは前項に同し、

七、同意を得べきこと、此規定に違反する時は第七百八十四條の期間内に其同意を與

ふべき者より婚姻の取消を請求することを得、

三百八十八 戸主の同意を得ずして婚姻を爲すことを得るや

一、男滿三十年女滿二十五年未滿なるときは父母、父母の一方死亡、去家、若くは知れ

ざるか將た意思を表示すること能はざるときは、一方のみにて可なり、各場合に從ひ

其同意を得ることを要す、

二、父母共に不知(棄兒の場合)死亡、去家、若くは意思を表示すると能はざるときは、

未成年者に限り、其後見人及び親族會の同意を得ることを要す、

三、繼父母又は適母が子の婚姻に同意を與へるときは、親族會の同意にて可なり、

四、禁治産は同意を得ることを要せず、

此外に家族は皆戸主の同意を得ざるへからず、

三百八十九 婚姻の取消は如何なる効力あるか

婚姻の取消ありたるときは將來夫婦の關係止み、姻族の關係も止む、若し婚姻に依りて夫

婦の一方が利益を得たるものある時は、豫め取消の原因あることを知らざりしものは現

在存する利益を返還すれば足る、例示すれば夫が婦の財産に依りて債務を辨済したる時

は其辨済に要したる元利を返還すべく、婦の財産を現に金銀其他物品にて利益し居らば

其金銀物品を返還せざるへからず、若し此の金銀物品消滅して在らざるか、又は嘗て婦

の財産を以て家屋を建設したるに其家屋の焼失して現存し居らざる場合の如きは、其金

銀等を返還するを要せざるものとす、然れども豫め其取消の原因の存することを知りた

る者なる時は假令現存し居らざるも、利益の全部を返還し、尙ほ相手方が善意なりし時

は、之れに對して損害賠償の責をも負はざるへからず、

婚姻取消
しありた
るときは
夫の財
産は如何
なる方法
によりて
分別すへ
き

離婚せら
れたる婦
は自己の
嫁入り道
具を持ち
還るこゝ
を得るや

三百九十

婚姻取消と離婚とは如何なる差あるか

婚姻取消に付ては前節の如く利益返還の規定あれども、離婚に付ては何等の規定なし、
思ふに離婚する者は自己の現存財産を持還るを得るのみにして、相手方の得たる利益は
返還せしむること能はざるべし、次に離婚は夫婦に限り請求するを得るのみなりと解す、
取消は通例夫婦、其戸主、親族及檢事等より請求するを得るものとす、

三百九十一

婚姻の効力如何

- 一、婚婦及入夫は其家の姓を稱せざるべからず、
- 二、妻は夫と同居せざるべからず、
- 三、夫婦は互に扶養の義務あり、
- 四、妻か未成年なる時は成年の夫は其後見人となる、夫未成年にして妻成年なるも妻は
當然後見人となるものに非ず、
- 五、夫婦の一方禁治産者たる時は他方は各其後見人となるを通例とす、例へば夫婦共に

妻又は入
夫の所有
物は特有
財産なる

三百九十二

夫婦の財産は如何にすへきか

成年にして夫禁治産者となりたる時は婦は其後見人となる、
六、夫婦間の賣買贈與等惣ての契約は婚姻中何時にても其一方より之を取消すことを
得、但第三者の権利を害するを得ざるものとす、例へば婦か夫に其所有の地所を與へ
たるに、夫其地所を他人に抵當となしたる時は婦は其贈與契約の取消に依りて他人の
抵當権を害することを得ざるか如きを云ふ、
特別の契約あれば其契約に従ひ、契約なくんば法定の財産制に依る
特別の契約は其契約及其契約の變更を登記するに非されば夫婦の承継人及び第三者に對
抗することを得ず、例せば特別の契約は對抗する能はずして法定制と視られ、其變更は
變更前の契約と同視せらる、
妻若くは入夫か婚姻前より有せる財産及び婚姻中自己の名にて得たる財産（即ち贈與を
受けたる如きを云ふ）は妻若くは入夫の特有財産となる、

三百九十三 法定財産制と如何

法定財産制とは、夫婦の財産の關係を法律に於て定めたるものにして、夫婦間に特別の契約を以て自分等の財産關係を定めざりし場合には之れに従ふものとす、假令特定するも登記せざりし時は第三者に對し特定の効力なくして、第三者よりは法定制に従ひしものと見らるゝものを云ふ、

一、夫婦間の費用を負擔すべき者、

此の費用は夫が戸主たる時は夫の負擔とし、妻が戸主たる時は妻の負擔とす、畢竟夫婦の中、戸主たる者の負擔すべき義務たり、但扶養の義務の規定は此れが爲に妨げらるゝことなし、換言すれば夫は費用の負擔者たりとも、夫貧困にして妻の特有財産多き場合の如き、又は妻戸主たるも貧困にして、入夫が特有財産を多く所有する場合の如きは、其戸主たる夫又は妻を、妻たり入夫たる者が扶養せざるべからざるものとす、

夫婦間の費用は夫が戸主たる時は夫の負擔とす、

戸主たる者は其特有財産の使用収益を得ることを得る

二、戸主たる相手方の特有財産の使用収益を有する者、

戸主たる夫又は妻は相手方の特有財産を使用し、又は其財産より生ずる利息等を自己の有となすことを得、但其利息等を以て其特有財産所有者の債務の利息を支拂はざるべからず、例へば特有財産より貸金の利息として百圓、地代として百圓収益ありたる場合に、其特有財産所有者の借財ありて其利息百五拾圓ありとせば、右二百圓より百五拾圓を支拂ひたる殘金五拾圓を自己のものとなすが如きを云ふ、

三、妻の財産の管理者及或場合に於ける夫の代理人、

夫は戸主たる時は勿論妻の特有財産を管理し、假令戸主たらざるも妻の家産を管理す、但夫管理する能はざる時は妻自之れを管理す、敢て父母等の管理すべきにあらず、然ども但し妻未成年なる時は此限りに非ずとす、

日常の家事に就ては妻は夫の代理人たり、故に日常に要する費用等に付て妻が他人に對し義務を負ひたる時は、夫は之を辨濟せざるべからず、然ども夫は右の代理權

財産の管理は何人か爲すべし

日常家事の費用に付ては妻は夫に代りて權利を得る

を全部若くは一部を否認することを得、但善意の第三者(代理を否認せられたること
即代理人にあらざることを知らずして代理人と信じて取引したる者を云)を害する
ことを得ず。

三百九十四 離婚を爲すには如何すへるか

離婚には協議上の離婚と裁判上の離婚との二つあり何れも離婚は夫婦に限り協議若くは
請求を爲し得るのみにして、舅姑は婿若くは婦を離婚し得ざるものとす、而して協議上の
離婚に付き注意すへきは左の二点なり、

一、夫婦共満二十五年に達せざる時は婚姻を爲したる時と同様の者(父、父なくば母、父
母共になければ未成年の者に限り後見人なり、但前に婚姻の時と同一の父とか母とか
と限るに非ず)の同意を得ることを要し、一方のみ二十五歳未滿なれば其者のみ同意を
得るを要す、

二、離婚は届出(戸籍吏)に依りて其効力を生ず、

裁判上の離婚は裁判所に請求するを要するものにして、左の場合に該當するに非ざれば
此請求を爲すことを得ず、

一、配偶者か重婚を爲したる時、但相手方たる夫若くは婦が其重婚に同意し又は宥恕し
たる時は離婚請求権を失ふ、

二、妻が姦通をなしたる時、但前項と同一の原因に依り離婚請求権を失ふ、而して妻の
姦通は刑法に依りて處刑せられずと雖も離婚の請求は相立つなり、世間或は姦通の告
訴をなしたる場合に非ざれば離婚する能はずと思惟するものあり、大なる誤謬なり、

三、夫が姦淫罪に因りて刑に處せられたる時姦淫罪には有夫姦罪、強姦罪、淫行媒合罪
の三者を含む、而して夫が他の無夫の女と通じたるときは離婚請求の原因とならざる
のみならず、假令有夫の婦と姦通するも刑に處せられたる場合に非ざれば離婚の原因
とはならず、

四、配偶者が重禁錮三年以上の刑に處せられたる時、但相手者が之に同意するか、將た

之を宥恕するか、又は自己にも同様の處刑ありたる時は離婚請求權を失ふ。

五、配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたる時、但自己が之を宥恕したる時は離婚請求權を失ふ、而して此虐待の果して同居に堪へざるや、侮辱は果して重大なるや否やは裁判官の決する所に依らざるべからず。

六、配偶者より惡意を以て遺棄せられたる時、此場合に相當するものは夫婦の一方が、其一方の自活する能はざる者をかき去りにしたる場合に生ずるもの多からん、但自活し得る者と雖も惡意を以てかき去りにする場合は本項に相當す、而して此場合に於ても相手方が其遺棄を宥恕したる時は請求權を失ふ。

七、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたる時、但其虐待又は侮辱を宥恕したる時は離婚請求權を失ふ、法律上尊屬親は同居の義務あるに非ざるに依り、但尊屬親が戸主たる場合は家族は戸主の指定住居を離る、能はざるに依り、離婚の制裁を甘受する心得に非ずんば別去すること能はざる場合多からん、又夫が未成年なるを

父母の中親權を行ふ者あらば同く其父母と別居することは難からん、法律は前第五項の如く同居に堪へざる虐待又は侮辱の語を省きたり、注意すべし、

八、配偶者が自己の直系尊屬に對して虐待を爲し又は之に重大なる侮辱を加へたる時、婦又は入夫が夫又は家女の尊屬親に對し虐待を爲し、又は侮辱を加へたる場合のみならず、夫又は家女か婦又は入夫の尊屬親に對し、虐待を爲し、又は侮辱を加へたる場合も此場合に包含す、

九、配偶者の生死が三年以上分明ならざる時、但其配偶者の生死分明となりたる時は請求權を失ふ、配偶者の生存分明とならば離婚を請求することを許さず、但其配偶者が惡意の遺棄をなしたるものならば、第六項に依り當然離婚請求權あり、又配偶者の死亡分明とならば離婚する能はず、何となれば離婚とは生者に對する語なればなり、又失踪の宣告ある時は死亡と見做すを以て是れ又前項と同じく離婚する能はず、

十、婿養子縁組の場合に於て離縁ありたる時、又は養子か家女と婚姻を爲したる場合に

於て離縁若くは縁組の取消ありたる時、但し此請求は三ヶ月を経過したる時は請求權を失す、又此請求は離縁又は取消の訴に附帯して同時に提出することを得るなり、

第三十六章 親子

三百九十五 法律上子の種類如何

嫡出子、庶子、私生子、養子、繼子等あり、

三百九十六 嫡出子とは如何なるものを云ふか

妻が婚姻中に懐胎したる子は嫡出子なり、婚姻の解消、離婚、若くは一方の死亡等若くは取消より三百日以内に生れたる者は、産時夫なくとも亦前夫の子とす、但婚姻成立の日より二百日後に生れたる者は婚姻中に懐胎したる者と推定せず(第八百二十條)、

若し前婚の解消若くは取消の後六ヶ月を経過せずして再婚したる女か、分娩したる場合に於て争ある時は裁判所に於て其父を定む(第八百二十一條)、蓋し六ヶ月を経て再婚せ

離婚若くは夫の死亡後三百日以内に生れたる子は前夫の子なるや
婚姻成立の日より二百日後に生れたる

前婚中の懐胎したる者に非ざることを明なり、然れども若し六ヶ月を待たず一ヶ月にして再婚せば例へ二百日後に生るとも其間二百三十日のみ、或は前婚中の懐胎とも見らるべく、或は再婚時の懐胎とも見らるへし、斯る場合に争は起るなり、

三百九十七 嫡出子を否認するには如何すへきか

否認權は其子又は其子の法定代理人を相手とし裁判所に對し訴を起さるへからず、(第八百二十三條)否認權は子の出生後に於て其嫡出なるを承認したる時は其權を失ふ、又子の出生を知りたる後一年内に訴を提起せされは同じく其權を失ふ、但夫か未成年なるときは出生を知るも、成年に達したる時より起算して一年内に起訴せは可なり、夫か禁治産者なるときは禁治産の取消ありたる後、夫が子の出生を知りたる時より起算して一年とす、(第八百二十四條、第八百二十五條)、

三百九十八 (一)私生子とは如何なるものを云ふか

(二) 私生子は如何にして庶子又は嫡出子となるや

(一) 私生子とは父の知れざる子を云ふ、私生子は母の家に入るべき者とす、若し母が處女にして家族たる場合に其戸主が其私生子の入籍を拒む時は母の家にも入ることを得ざるものとす、

(二) 私生子は父之を認知する時は庶子となる、又婚姻中父之を認知する時は嫡出子となる(第八百三十六條)、認知は父又は母が無能力者なる時と雖も、其法定代理人の同意を得るを要せずして認知することを得、成年の私生子は其承諾あるに非ざれば之を認知することを得ず、又胎内に在る子は母の承諾を得ることを要す、

三百九十九

(一) 庶子とは如何なる者を云ふか
(二) 庶子は如何にして嫡出子となるか

(一) 庶子とは父の認知したる子にして其母と父との間に婚姻無き者を云ふ、即ち妾の子若くは處女の子にして其父たる者が自己の子なりと認知したる場合を云ふ(第八百廿七條)

(二) 庶子は其父母の婚姻に依りて嫡出子となる、茲に注意すべきは庶子の嫡出子となりたる場合は、其身分變更の効力其子の生れ時に遡らすして、其父母の婚姻の時より生ずるものなること是れなり、

四百 認知の効力の發生する時期如何

認知は其子の出生の時に遡りて其効力を生ずる者とす、但之には左の二個の例外あり、
第一は認知の時既に第三者が權利を取得したる者ある時は、其第三者に譲らざるを得ざるなり、例へば私生子の認知の時、既に其前に庶子ある時は、其私生子は年長なるも家督相続の時其年少なる庶子に劣るが如きを云ふ(第八百三十二條)、
第二は父母が婚姻中私生子を認知したる場合は是れなり、此の場合は其の私生子が直ちに嫡出子となれども、其嫡出子たる資格は出生の時に遡るに非ずして其認知の時以後より生ずるなり(第八百三十六條)、

四百一 養子縁組を爲し能はざる場合如何

一、養親となるべき者が未成年なる時は養子を爲すことを得ず。

二、尊屬又は年長者は養子となすことを得ず。

三、法定の推定家督相續人たる男子ある者は男子を養子となすことを得ず、但し女婿と爲す爲めならば差支無し、(法定相續人のことは相續の部を見よ)

四、後見人は被後見人を養子となすことを得ず、其任務が終了するも其計算(管理上の)の終らざる間亦同し。

五、配偶者あらば其配偶者と共にすへし、例へば養父は養母と共同すべく決して養父母各別々に養子をなすことを得ず、又養子たる男若し配偶者あらば其配偶者即婦と共に養子となるべきを云ふ、但夫婦の一方が他の一方の子を養子となす場合は、其他一方の同意を得れば足る、例へば夫が其妻の實家に在る妻の先夫の子を養子となす場合の如きを云ふ。

四百二 十五歳未満の者養子となるには如何すへしか

其家に在る父母は之に代りて縁組の承諾を爲すことを得、繼父母又は嫡母は親族會の同意を得て此承諾を爲すことを得、且戸主の同意を得べきは勿論なりとす。

四百三 縁組に付き同意を要する場合如何

養親は年齢を論せず自己の父母あらば其同意を得へく、自己が家族ならば其上に又戸主の同意をも得へし。

養子も右に同し、若し一旦縁組又は婚姻に依りて他家に入りたる者が更に養子として他家に入らんと欲する時は、實家に在る父母の同意と實家の戸主の同意と養家又は婚家の戸主の同意との三者を要するは勿論、養子は養親の同意をも經さへからず、(婚婦は舅姑の承諾を經へき正文之れ無きを以て敢て其承諾を要せざるへし) 養妻か夫に隨ひて他家に入る場合は實家の父母の同意のみ之れを得るに及ばず他は皆之れを要す。

四百四 縁組は如何なる場合に無効なるか

人違其他の事由に因り當事者間に縁組を爲す意思無きとき、例へば甲を養子とせんと欲

したるに乙なりし場合の如き、又一方は縁組を爲さんと思ひ一方は婚姻を爲さんと思ひ居たるか如きを云ふ、

常事者が縁組の届出をなさんとるとき、婚姻と同じく届出に依りて縁組は成立す、故に届出なくんは養親に非ず、又養子に非すと知るへし、届出をなすとも却下せらるゝときは届出をなさんと同じ、

四百五 縁組は如何なる場合に取消さるゝか

民法第八百五十三條乃至第八百五十條を参照して了得すべし、法理は婚姻の取消(第三百八十九節を参照せよ)と殆ど同じ、

四百六 縁組の効力如何

- 一、養子は養家の家族となる、養子は戸主権と親権(養親の)とに服従せらるゝからず、
- 二、養子は縁組の日より養親の嫡出子たる身分を取得す、例せば縁組の時養家に懐胎中の男兒あり、養子の養家に入りたる後出生したりと假定せよ、養子は家督相続するを得

すして家督相続権は其實子たる赤兒にあるなり、

四百七 離縁は如何にして爲すべきか

離縁に二種あり協議上の離縁及法定の原因に依る離縁是れなり、協議の離縁は協議の離婚と法理相同し、民法第八百六十二條乃至第八百六十五條を参照して知るべし、法定の原因に依る離縁、亦法定の原因に依る離婚と法理相同し、民法第八百六十六條乃至第八百七十六條を参照して知るへし、注意すべき要點は請求訴権を有する人は誰なるか、請求すべき期間は何程なるか、請求権は如何にして喪失するか等にあり、

第三十七章 親権、後見、親族會

○親権

四百八 親権と戸主権とは異なるか

異なり、左に其差異の二三を示さん、

親権を有する者は誰ぞ

成年の子は親権に服従せざるを得るや

家族を扶養する者は誰ぞ
教育監督をなす者は誰ぞ

- 一、親権は戸主たる者否とを問はず。父若くは母に屬し、戸主権は祖父母たる者父母たる者兄弟將た伯叔父母、娚、姪、たる者を問はず。戸主たるものに屬す、通例は親権を有する父は戸主たること多かるべし、斯の如く一人にして二権を有する場合と雖も、戸主権の行用としては離籍將た復籍拒絶をなし得るも、懲戒をなし得ざるべく、親権の行用として懲戒をなし得るも、離籍等をなすと能はず。
 - 二、戸主権に服従する者は家族なり、家族は年齢の長幼、生計の如何に關せず、常に戸主権に服従せざるを得ずと雖も、親権は成年の子にして獨立の生活を爲すものは服従の義務なし、但し成年の子たりとも獨立の生活を立るものに非ざれば、其家に在る父、父が親権を行ふ能はされは其家に在る母の親権に服せざるべからず。
 - 三、戸主権を有する者は家族を扶養せざるべからず、親権を有する者は監護、教育等の權利義務を有す。
- 四百九 父母は我子に對し如何なる權利を有するや

未成年の子の居所を指定する者は誰ぞ
父母は其子を懲戒する權利ありや

父母は其子の財産を所有するを得るや

- 一、未成年の子に對し居所を指定する權利あり、若し未成年の子之に従はざるときは之を懲戒し、又は懲戒入場を裁判所に請求するを得れども、戸主の如く離籍するを得ず。
- 二、未成年の子を懲戒し、又は裁判所の許可を得て懲戒場に入る、ことを得、懲戒の程度に至ては慣習を基本とすべし、然るに若し裁判所に請求せずして其子を懲戒場に入る、時は、監禁罪として刑法に訴へて處分せらるゝことあるべし。
- 三、未成年の子に對し職業を許可し、又は其許可を取消し、又は之を制限することを得、許可を制限するとは例へば前に不動産の賣買をも許したる場合に、其後に至り不動産の賣買だけ爲すことを禁するが如きを云ふ。
- 四、未成年の子の財産を管理し、其財産に關する法律行為に付き其子を代表す、(子の財産を所有する能はず)。
- 五、未成年の子に代り親権、戸主権及娚の財産の管理権を行ふ、例之未成年の子にして既に子ある場合は其未成年の子に代り親権を行ひ、未成年の子にして戸主たる

父母は子の養育料を子の財産中より引出し得るや

時は其戸主に代りて戸主権を行ふが如し、

六、親権を行ふ者と未成年の子と利益相反する時、又は數人の子供の間に利益相反する時は、其利益反對者の爲に特別代理人の選任を親族會に請求することを要す、例へば親子にて財産を分配する場合の如き、又は數人の子供の間に於て財産を賣買するが如き場合には、前者は親子の間利益相反するに付き、子の爲に特別代理人を要し、後者は子供の間に於て利益相反するに依り、一人に代理すれば相手方たる一人に特別代理人を選任せざるべからざるが如し、

七、子が成年に達したる時は遅滞なく管理の計算を爲さるべからず、但其子の養育及財産管理費用は其子の財産の収益を相殺したる者と見做す、

四百十 繼父母嫡母は實父母と同様親権を行ひ得るか

否、之等の者は後見人と同様に取扱はる、故に常に後見監督人の監督を受けざるべからず(第八百七十八條)、

○後見

四百十一 後見は如何なる時より始まるか

後見の必要なる場合は未成年者に對して親権を行ふ者なきとき、即父母の無きとき、又は親権を行ふ者は現存すると雖も、其親権を行ふものが故ありて財産管理権を有せざるとき、其他被後見人が禁治産の宣告ありたる時にも後見は起るものとす(第九百條)、

四百十二 後見人の種類を問ふ

指定後見人とは何人か
法定後見人とは何人か
選定後見人とは何人か

民法の定めたる後見人には三種の別あり、指定後見人、法定後見人及び選定後見人之なり、指定後見人とは父若くは母が臨終の際遺言を以て定めたる後見人の謂にして、法定後見人とは指定後見人なき場合に於て、法律が當然後見人と認定したる者を云ふ、例之子が禁治産者なるときは、親権を行ふ父若くは母が當然後見人となり、妻が禁治産者なるときは、其夫が當然後見人となり、若し此二個の場合に於て父母、若くは夫の在らざるときは其戸主當然後見人となるが如きを云ふ、次に選定後見人とは前上の指定後見人

辭後見人
は其任務
を辭する
ことを得
る

法定後見人の在らざるとき親族會が選定するを云ふ、

四百十三 後見人の任務は後見人自身の都合の爲めに辭任するを得るか
容易に辭するを許さずと雖も、左の場合は之を辭するを得、(第九百七條)

- 一、婦女は何時にても後見職を辭するを得、
- 二、軍人として現役に服する者、
- 三、被後見人の住所の市又は郡以外に於て公務官吏若しくは府縣郡市町村等の吏員に従事する者、
- 四、自己より先に後見人たるべき者に付、民法第九百七條又は第九百八條に掲けたる事由の存せし場合に於て其事由が消滅したる時、例へば未成年者に付き指定後見なき場合に於ては戸主が後見人となるが至當なるに、其戸主が後見開始の當時現役に服し居りたるに依り後見を辭したる時は、止むを得ず撰定後見人が後見をなさざるべからざるべし、然るに其後戸主が現役を卒へて歸りたる場合には現任後見人(即ち撰定後見人)は

十年以上
後見をな
したる者
の辭する
ことを得
る

本項の理由に依り後見を辭するを得るが如し、

- 五、禁治産者に付ては十年以上後見を爲したること、但配偶者、直系血族及び戸主は此限に在らず、未成年者の後見は一定の年限ありて遂に止むべきありと雖も、禁治産者は此の望なき者、即何十年にて止むものなるか期間に定りなき者なるに付き、本項の理由を認めたり、但書の例外は至當の規定にして別に説明を要せざるべし、
- 六、前五項の外正當の事由あるもの、正當の事由とは豫め法律を以て定め難く親族會の認定を経て定まるべきものにして、若し親族會に於て認定せるものに對し、不當なりとせば訴訟することを得、

四百十四 如何なる者は後見人たることを得ざるか
左に掲けたる者は後見人たることを得ず、

- 一、未成年者、
- 二、禁治産者及び準禁治産者、

- 三、剝奪公權者及び停止公權者、
- 四、裁判所に於て免職せられたる法定代理人又は保佐人、
- 五、破産者、
- 六、被後見人に對して訴訟を爲し又は爲したる者及其配偶者並に直系血族、
- 七、行方の知れざる者、
- 八、裁判所に於て後見の任務に堪へざる事跡、不正の行爲又は著しき不行跡ありと認めたる者、

四百十五 後見監督人とは如何なる任務を有する人なるか

- 一、後見人の事務を監督すること、
- 二、後見人の欠けたる場合に親族會に向て後見後見人の選定及其就任を促すこと、
- 三、急迫の事情ある場合に於て必要なる處分を爲すこと、
- 四、後見人又は其代表する者と被後見人との利益相反する行爲に付き被後見人を代表す

ること、例へば後見人と被後見人と財産を分配する場合の如きを云ふ、

四百十六 後見監督人は必ず有るを要する者なるか

後見の機關の一として必ず無かるべからず、

四百十七 如何なるものは後見監督人たるを得ざるか

第四百十四節の外後見人の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹は後見監督人たるを得ず、

四百十八 後見人の更迭ある時は後見人監督も更迭すべきか

更迭するを得ず、但再選することを妨げず、

四百十九 後見人は如何なる事務を取扱ふや

未成年の被後見人の身上に關しては親權者と同じく監護教育の權利義務を有するなり、但親權を行ふ父又は母が定めたる教育の方法及び居所を變更し未成年者を懲戒場に入れ營業を許可し、其許可を取消し、又は之れを制限するには親族會の同意を得ることを要す、(第九百二十一條)、又禁治産者の後見人は禁治産者の資産相當に其療養看護を力むる

後見人は
未成年者
に懲戒場
に入る得
ることを
得る

後見人は禁治産者又は病院に入院し、又は監禁に在るに依りて、その行為を管理し、且其財産目録を一ヶ月内に調製することを要す、若し違ふときは免職せらる。

後見人は後見人の財産を管理し、且其財産に關する法律行為に付き被後見人を代表す、但被後見人の行為を目的とする債務を生すべき場合に於ては其被後見人の同意を得ることを要す、何となれば被後見人の自ら苦むべき契約なるに後見人専斷に之を爲すときは甚しき壓制を生すべしなり(第九百二十三條)。

ことを要す、禁治産者を癡癪病院に入るべきか、私宅に監置すべきかは親族會の同意を得て後見人之を定む(第九百二十二條)、被後見人の財産に關しては、

一、後見人は後見監督人の立會を以て被後見人の財産を調査し、且其財産目録を一ヶ月内に調製することを要す、若し違ふときは免職せらる。

二、後見人は被後見人の財産を管理し、且其財産に關する法律行為に付き被後見人を代表す、但被後見人の行為を目的とする債務を生すべき場合に於ては其被後見人の同意を得ることを要す、何となれば被後見人の自ら苦むべき契約なるに後見人専斷に之を爲すときは甚しき壓制を生すべしなり(第九百二十三條)。

三、後見人は豫定の額より多額の金額を被後見人の費用に支出するを得ず、但止むを得ざる場合に於ては豫定額を超えるを得(第九百二十四條)、此豫定額は後見人就職の初に於て親族會の同意を得て定むるなり、後に至り豫定額を變更するには又親族會の同意を得るを要す。

後見人の爲めに受取りたる金銭を寄託するを要す(第九百二十七條)、後見人は親族會の決議に従ひ其決議の場所に寄託するを要す、之れを寄託せざるべきは後見人より法定の利息を拂はざるべからず。

四、後見人は被後見人の爲めに受取りたる金銭を寄託するを要す(第九百二十七條)、後見人は親族會の決議に従ひ其決議の場所に寄託するを要す、之れを寄託せざるべきは後見人より法定の利息を拂はざるべからず。

五、後見人は毎年少くとも一回被後見人の財産の状況を親族會に報告することを要す、(第九百二十八條)、但し此の義務を有する後見人は指定後見人と選定後見人のみなり、故に法定後見人即父又は母、夫、婦及戸主の後見たる場合は此報告を爲すに及ばざるなり。

六、後見人が被後見人を代表して營業をなし若くは未成年者の之れを爲すことに同意を與ふるには親族會の同意を得るを要す(第九百二十九條)。

四百二十 後見人は被後見人の財産を讓受け若くは賃借するを得るか
讓受の場合は被後見人之れを取消すことを得、又賃借は親族會の同意を得て之れを爲すを得。

○親族會

四百二十一 親族會は何人か之を招集すべきか

親族、後見人等より招集するを正則とす。止むことを得ざる時は事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検事又は利害關係人（債權者債務者の如き類）の請求に依り裁判所之を招集す（第九百四十四條）。

四百二十二 親族會員に補欠を生ずる時は如何すべきか

會員の請求に依り裁判所其補欠員を定む。

四百二十三 親族會員となるべき者は如何なる者か

親族其他本人又は其家に縁故ある者、若くは後見人を指定することを得る者、親權を行ふ父又は母より遺言を以て選定せられたる者、是れなり（第九百四十五條）。因に言 裁判所若くは遺言を以て選定せられたる親族會員は、遠隔の地に居住するか其他正當の事由あるに非ずんば辭することを得ざるものとす。親族ならば此義務を負担するも可なりと

雖も他人が此義務を負担せしめらるゝは少々迷惑なりと云ふべし。

四百二十四 如何なる者は親族會員たることを得ざるか

後見人、後見監督人、保佐人、及び後見人となることを得ざる者（第四百十四節）は會員たることを得ず（第九百四十六條）。

四百二十五 親族會の會議法及び其議決に不服なる時は如何すべきか

議決は過半数を以て決し、會員は自己の利害に關する議事の表決に加はるを得ず、本人、戸主、家に在る父母、配偶者、本家並に分家の戸主、後見人、後見監督人、及保佐人は親族會に於て其意見を述べることを得、又會員、本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検事又は利害關係人は、一ヶ月内に議決に對する不服あらば裁判所に訴ふることを得。

○扶養の義務

四百二十六 扶養の義務は如何なる場合に存するか

兄弟姉妹の間に扶養の義務がある

戸主は家族を扶養する義務あり、夫婦間は互に扶養の義務を負ふ、其他直系血族間及び兄弟姉妹は互に扶養の義務を負ふ、又夫婦の一方と他の一方の直系尊属にして其家に在る者との間亦同じ、而して親族が此扶養を得んとするには、必ず自己の資産又は勞務に依りて生活を爲す能はざるか、將た自己の資産に依りて教育を受ること能はざるべきにのみ存在す、且兄弟姉妹間に在りては扶養を受くる必要が之を受くべきもの、過失に因らずして生したる時にのみ存在す、例へば兄弟姉妹が妻を娶りたるに多數の子を産み、爲めに生活に困しむに至りたる場合の如きは、過失と見るべきにあらざれば扶養の義務なし、

四百二十七 扶養を受くる權利は之を差押へ又は賣却するを得るか

此の權利は處分をなすことを得ざる者なるにより之を差押ふることも賣却贈與することも爲し得ざるものとす(第九百六十三條)。

第三十八章 相続

四百二十八 相続とは如何なるものか

相続とは死後の財産を受継ぐものにして家督相続、遺産相続、遺贈の三種あり、但家督相続は、死後の財産を受継ぐのみならず、死後の戸主權をも受継ぐものなり、而して獨り死後の財産權及び戸主權を受継ぐのみならず、生前にも此れ等の權を受継ぐことあり、隱居相続の如き其一なり、

四百二十九 相続は拋棄することを得るか

相続は必ずしも承認することを得るものにかち、若し相続することが己の迷惑と信するときは、相続人は之を拒絶することを得べし、之を相続の拋棄と云ふ、又相続を承認する場合に於ても限定相続として前戸主の所有財産と其負債額とを比較し負債の方所有財産より多きときは、前戸主の所有財産の有る限りを以て負債を辨償し、其餘に負

限定承認とは何ぞ

他人か拋棄をも成さず、限定承認をも成さざりしときは、其は單純承認と云ふものにて、前戸主の權利義務は一切相続人に移るを以て、相続人は前戸主の負債も權利も一切引受けざるべからざることとなるべし。

四百三十 死者の財産多くして相続人固有の負債甚多き時、死者の債権者は損失を被らざる爲め救済の道あるか

例へば死者の遺産は借債千圓にして資産壹万圓あり、又相続人の固有財産は借債壹万圓にして資産僅に百圓なりとせんに、今此死者の遺産が相続人の財産とならば、相続人の負債は死者の分を併せて壹万千圓、資産は死者の分を併せて壹万百圓となり、差引九百圓の不足を生せん、然らば相続人固有の債権者は爲に利益を得へきも、死者の債権者は債権の安全を害せらるゝことあらん、斯の如き場合には死者の債権者は死者の遺産と相続人の固有の財産とを分離せよと請求することを得、

(注意) 右の分離請求は、反對の場合にも適用せらる、即ち死者の負債多くして相続人固有の資産多き場合には相続人固有の債権者より分離を請求することを得、

四百三十一 財産分離請求に付き心得へきは何ぞや

- 一、相続債権者(被相続人の債権者)又は受遺者は相続開始の時より三ヶ月内に請求するを要す、其期間満了の後と雖も相続財産が相続人の固有財産と混合せざる間又請求するを得べし(第千四十二條)、不動産に付ては分離の登記を要す(第千四十五條)、
- 二、固有債権者は相続人が限定承認を爲すことを得る間、又は相続財産が固有財産と混合せざる間に限り分離を請求することを要す、不動産に付ては登記を要すること同一なり、

四百三十二 財産分離の効果如何

例せば固有債権者は固有財産に付き被相続人の債権者に先だちて辨済を受け、足らざる處は相続財産に對し請求することを得、被相続人の債権者は相続財産に付き先取をなし、

足らざる處は固有財産に對し請求することを得るなり。

○家督相續

四百三十三

自己が家督相續すべきを他人に奪はれたる者は如何すべきか
自己、自己が若し未成年者ならば自己の法定代理人より其侵害事實を知りたる日より五年内に裁判所に對し其取戻を請求するを要す、相續開始の時より二十年を経過せば侵害事實の不知に係はらず取戻權消滅す、

四百三十四

胎内に子ある時男子を養子となしたるに生れたる子、男子なる時は何れの子に家督相續權あるか

實子に家督相續權あり、民法第九百六十八條に依れば胎兒にも家督相續權あり、而して養子は養子縁組届出の日より嫡出子たる身分を取得する者にして、胎兒は懷胎の日より家督相續に付き嫡出子たる身分を取得するものなれば、本問の場合の如き實子、即胎兒が先に嫡出子となりたる者にして、先に相續權ありと云はざるを得ざればなり、

四百三十五 家督相續の順位は如何

第一、被相續人の家族たる直系卑屬は左の規定に従ひ家督相續人となる、之れを法定の推定家督相續人と云ふなり(第九百七十條)、

一、親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす、例へば子と孫との間に於ては子を先にし、兄弟の中兄が子を選して死したる場合の如きは、被相續人より見れば親等は遠けれども兄の子即、孫が先きに家督相續權を得、其兄か廢除せられたる場合も亦同様なり、

二、親等の同じ者の間に在りては男を先きとす、例へば子の間に在りては男子を先にするの類なり、子輩は庶子の男子と嫡出子の女子との間に在りては、法律の解釋上庶子の男子を先にするの論を探らざるべからず、

三、親等の同じ男又は女の間在りては嫡出子を先にす、例へば子は男子のみにして庶子は十歳嫡子は五歳なる時の如き、若くは子は皆女子にして嫡子五歳庶子十歳な

女は男に先相續すべきや

つれは
相順位
の如何に
位置する
る位なる
や

るときは如き何れも幼年なれども嫡子は先順位となるなり。

四、親等の同き嫡出子、庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖も之を私生子より先にす、(俗につれ子と稱する者は私生子と同順位なりとす)故に私生子は假令男にして年長なるも、女にして年少なる嫡子庶子に劣るものとす、但し本項の場合には男戸主の場合には生ぜざるものとす。

五、前四項に掲げたる事項に付き相同き者の間に在りては年長者を先にす、例へば兄弟の間は兄を先にし、姉妹の間は姉を先にするの類なり、但同等の關係たることに注意すへし。

嫡子庶子の女子ありて私生子ある場合は男子を成すことを得るや

(注意) 已に嫡子、庶子の男子あるときは男子を養子とすへからざるは勿論、嫡子庶子なくして私生子の男子あるときも男子を養子とすること能はされども、嫡子、庶子の女子ありて私生子の男子ある時は、此男子たるや法定の推定家督相続人に非ざるを以て男子を養子とすることを得べし、又嫡子たる姉妹のみの場合に於て妹に婿養子したる爲め、

妹に婿を
取りたる
其相續は
を成す
るや

姉は自己の相續權を害せられず(第九百七十三條)、兄や姉の婿養子の爲に弟の相續權を侵害せられざるは勿論なりとす。

第二、指定家督相続人

被相続人は法定の推定家督相続人なきときに限り家督相続人を指定することを得、此指定は法定の推定家督相続人あるに至りたる時は其効力を失ふ(第九百七十九條)、此の指定は隠居又は死亡に依る家督相続の場合に限り他の場合に適用する能はず。

第三、選定家督相続人

法定又は指定の家督相続人なき場合に於て、其家に被相続人の父あるときは父、父あらざるるときは父か其意思を表示する能はざるときは母、父母共にあらざるるときは又は其意思を表示すること能はざるときは、親族會は左の順序に従ひ家族中より家督相続人を選定す。

- 一、配偶者、但家付の女なるとき。

五、此他正當の事由あるときは被相続人は親族會の同意を得て其廢除を請求することを得。

四百三十一

四百三十七 隠居者は其財産を留保することを得るか

遺留分を害せざる以上は留保することを得。但確定日附ある証書を以てすることを要す
(第九百八十八條)、

四百三十八 隠居の場合は前戸主(隠居)の債権者は誰に向て辨済を請求すへるか

前戸主新戸主の何れに向ても請求することを得(第九百八十九條)、

四百三十九 入夫が離婚せられたる場合には債権者は何れに向て其辨済を請求すへるか

や

入夫の取消又は離婚の場合に於て、入夫か戸主たりし時に負擔したる債務は、其入夫及新戸主に向て辨済を請求することを得、

(注意) 又女戸主の負債は其女戸主及新戸主(即ち入夫)の双方に請求することを得、

女戸主の

○遺産相続

四百四十 遺産相続とは如何なるものか

家族の死亡の場合に其死者の財産を相続するものを云ふ(第九百九十二條)、

四百四十一 戸主の死亡したる時其家を相続せずして其財産のみ相続するを得るか

得ず、遺産相続は家族の死亡の場合に限る、戸主の死亡の場合には家督相続にして前戸主の戸主権と財産権とを、相続すべきものなれば財産権のみを相続すべきに非ず、若し此場合に家督を相続するものなければ、其財産は國庫に入るべきものとす、

四百四十二 遺産相続人の順位を問ふ

第一、直系卑屬相続人(第九百九十四條)、

一、親等の異りたる者の間に於ては其近き者を先にす、例へば子二人、孫二人而して遺産千圓ありとせんに、孫は相続権なくして子二人は各五百圓宛を相続するなり、(家督相続は一人なれども遺産相続は幾人にも分配せらるゝなり) 又此の場合に子が一

四百三十三

負債は誰
に向ては
請求すべ
きか

子二人、
孫二人、
而して遺
産千圓宛
を相続す
るなり、
何れに如
く分配す
べきか

人死亡して孫二人は皆其死子の子なるときは、生存したる子は五百圓、残り五百圓は死子の子二人に分配せられ、即孫は各二百五十圓宛を得るなり、

二、親等の同じし者は同順位に於て遺産相続人となる、故に兄の子も、弟の子も、姉妹の子も皆平等に遺産を分配せらるゝ類と知るべし、

第二、其他の遺産相続人（前項の相続人なることなき）

一、配偶者、故に妻の遺産は夫に屬し、家族たる夫の遺産は妻が屬するなり、

二、直系尊屬、故に父母は祖父母に先ち、父母共に生存せば遺産を二分し、一方のみ生存の場合は其生存者のみ相続するなり、

三、戸主、從來の慣例によれば戸主が第一順位たりしが、今や戸主は最後順位となるに至れり、

四百四十三 死者に嫡子三人庶子二人私生子一人あり而して遺産九百圓ありたる場合には之を如何に分配すべきや

今之を算式によりて示せば左の如し

第一 第一 第一 故 嫡子ハ、 $2 \times 3 = 9$ 、庶子ハ $1 \times 2 = 2$ 、私生子ハ $1 \times 1 = 1$ ヽシテ合計
第二 第二 第二 子分 子分 子分
第三 第三 第三 子分 子分 子分
 $6 + 2 + 1 = 9$ ヽラ以テ 900 ヽラ除シ 庶子 私生子ハ一人前各百圓嫡子ハ各二百圓宛ヲ得ルノ類ナリ

第三十九章 戸籍法

戸籍法は民法中親族法の手続法にして、民法顧問の中に於て一章を設け、主法たる民法の中に説明するは甚穩當を失する所ありと雖も、親族法と戸籍法とは實際運用上必要の場合多きを以て、今は便宜に従ひ茲に収めたり、

四百四十四 戸籍及び身分登記に関する事務を取扱ふ人及び場所、

戸籍及び身分登記に関する事務は、戸籍吏之れを管り、戸籍役場に於て之れを取り扱ふ（戸籍一條）

四百四十五 戸籍吏とは如何なる者を云ふや、

市に在つては市長、町に在ては町長、村に在ては村長を以て戸籍吏とす、但し東京大阪の如き大市に於ては區長を以て之れに充つる事を得べし、(戸第二條)

四百四十六 戸籍及び身分登記に關する事務を監督する人、

戸籍及び身分登記に關する事務は、戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所の判事が之れを監督するものとす、若し區裁判所の判事一人のみなる時は其判事、二人以上の判事あるときは其中の一人監督判事として司法大臣より任命せらるるものにして、從來戸籍事務は、内務行政の監督を受け來りしものなるが、新戸籍法實施以來司法行政の監督に歸し、司法大臣の命令に依り裁判所の判事之れを監督することとなりしは戸籍法上著しき改革なりとす、(戸第五條)

四百四十七 身分登記簿と戸籍簿との區別、

身分登記簿とは婚姻、養子縁組、死亡、國籍の得喪等其他總て身分の變更消滅に關する

事柄を登記して證明をなすものにして、戸籍簿とは政府が行政上の便利を計るが爲め國民の住所、姓名、職業等を記載し、撰擧、被擧權の有無、裁判の管轄、兵役、収税等の手續を定むる爲め必用なるものなり、

四百四十八 身分登記簿の閲覧、又は登記の謄本抄本の請求は如何なる手續に依るべ

とや、

何人と雖も自己の身分登記は言ふに及ばず、他人に關する身分登記簿にても一定の手續料を納附すれば、其閲覧は勿論登記の謄本若しくは抄本の交附を請求する事を得べし、茲に登記の謄本と云ふは原本の全部を寫したるものにして、抄本とは原本の一部分を抜き書きしたるものを云ふ、而して謄本抄本の交附を請求する場合は多くは或る事故の證明を要する爲めに請求するものなれば、戸籍吏が之れを作る時は必ず原本と相違なき旨を附記し、職氏名を署し、職印を押捺して交附することを要す、

遠隔の地に在る者は手数料の外郵送料を添へて納附する時は前同様謄本亦は抄本の交附

遠隔地に在る者は、郵送料を添へて請求し得べし

を請求することを得べし、(戸第十三條)

今東京市の登記簿閲覧手数料、謄本抄本交附の手取料を聞くに左の如し、

一 登記閲覧料は金拾錢

一 謄本、抄本の交附の手取料は金拾錢

四百四十九 届書の文字の改竄及び数字書き方の注意、

戸籍及び身分登記の届書には總べて略字又は符號を用ふることを得ず、例之距離を巨馬と書するは略字にして、二丁目五番地を二ノ五と書くは符號なれば届書には之等の文字を用ふべからず、而して年月日及び年齢を記する数字は一、二、三、十の文字を用ひずして壹、貳、參、拾の文字を用ふることを要す、文字は之れを改竄することを得ず、若し訂正、挿入、削除をなしたる時は其字数を欄外に記載し、又は文字の前後に括弧を附し之れに認め印し、其削除に關する文字は尙ほ明らに讀み得べき爲め原の字体を存し置く事を要す、(戸籍第二十九條)

○身分に關する届出の通則

四百五十 届出は其本籍地になすべしや又は寄留地に届け出づるも可なるや、

身分に關する届出は届人の本籍地になすを以て本則とすれども、届出人の都合に依つては其寄留地の戸籍役場に届け出づるも可なり、最も本籍地に於て届出をなす時は一通にて可なりと雖も、寄留地に於て届出をなす時は届書二通を作らざる可らず、乃ち一通は寄留地の戸籍役場に止め、他の一通は本籍地に送るの必用あるの故なり、(戸第四十二條、第五十三條)

四百五十一 届出は口頭を以てなすことを得るや、

届出が急速を要する場合、又は届人が文字を書く事能はざる場合等正當の事由ある時は届人は戸籍吏の前に於て其理由を述べ口頭にて届出をなすことを得、

四百五十二 口頭を以て届出をなす手續、

口頭を以て届出をなす時は、届出人は戸籍吏の面前に出頭し、口頭を以て其届出事件を

陳述すれば、戸籍吏は直に其口述并に届出の年月日、届出人の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地を筆記し之れを届出人に讀み聞かせ、且つ届出人をして之れに署名、捺印せしむるものなり、(戸第五十四條)

四百五十三 口頭届出は代理人を以てなす事を得るや、

口頭届出は本人自ら届け出づるが本則なれど、届出人が疾病、其他止むを得ざる事故に依り、自ら戸籍吏の面前に出頭すること能はざる時は、代理人を差出す事を得へし、(戸第五十八條)

四百五十四 届書に必ず記載すべき事項、

届書には必ず左の事項を記載し、届出人之れに署名捺印することを要す、

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の族稱、職業、出生の年月日及び本籍地

右三個の事項は届書に必ず記載すべき事項にして、届出事件とは出生とか、死亡とか婚姻とか云ふが如き届出の目的を指し、届人の族稱とは華士族平民を指す、本籍地を指す。所以は届出人の本籍地たるを寄留地たることによりて其手續を異にし、又出生の年月日を記する所以は、成年者と未成年者とを區別する等の必要あるが爲めにして行年を書くは不可なり、(戸第四十四條)

四百五十五 届書は幾通作るべきや、

(一) 寄留地に於て届出を爲す時は届書は正副二本を作ることを要す、

(二) 届出人の本籍が他家に轉ずる場合に於て、兩家本籍地が戸籍役場を異にする時は届書は正副二本を作ることを要す、

(三) 前項の場合に於て管轄地外の戸籍役場に届出をなす場合には正本一通副本二通を作ることを要す、例之ば岡山市に本籍を有する者と静岡市に本籍地を有する者が、東京に於て婚姻を結ぶ時には一通を東京市の戸籍役場に納め、一通は岡山、一通は静岡の

戸籍役場に送るが如し、(戸第五十三條)

○ 出生に關する届出

四百五十六 出生届は幾日間に差出すべきや、

出生届は子の出生ありたる時より十日以内に届け出づる事を要す、若し此の期間内に届出を怠りたる時は十圓以下の過料に處せらるへし、(戸第六十八條)

四百五十七 出生届けには如何なる事項を記載すべきや、

一 子の名及び男女の別、

二 子が私生子なる時又は出生前に認知せられたるため庶子と爲りたるものなる時は其旨

三 出生の年月日時及び場處

四 父母の氏名、族稱、職業及び本籍地、但し私生児の届け出でに付ては母の氏名、族稱、職業及び本籍地のみを記載する事を要す、

五 出生子の入るべき家の戸主の氏名、族稱、職業及び本籍地

六 出生子か一家を創立するものなる時は其旨及び創立の原因

七 國籍を有せざるもの、子なる時は其旨、(戸第六十八條)

四百五十八 嫡出子の生出届は如何なる土地の戸籍吏に届け出づべきや、

嫡出子出生の届け出は出生地、又は父母の本籍地、若しくは寄留地の戸籍吏に之れを爲す事を要す、但し出生地又は寄留地に在つては届け書二通を作るへし、(戸第六十九條)

四百五十九 庶子出生の届け出は如何なる土地の戸籍吏に届け出すべきや、

庶子出生の届出は出生地、又は父の本籍地、若しくは寄留地の戸籍吏に之れを爲す事を要す、但し庶子の父の家に入る事を得ざる時は、其出生地、又は母の本籍地、寄留地に届け出づべきものとす、而して何れの場合に於ても出生地又は寄留地に於て届け出を爲す時は届け書二通を作るへし、(戸第六十九條)

四百六十 私生子の届け書は如何なる地の戸籍吏に是れを爲すべきや、

私生子の届け出は、出生地、又は母の本籍地若しくは寄留地の戸籍吏に之れを爲す事を要す、届書の數は前項と同斷、(戸第六十九條)

四百六十一 嫡出子出生の届出は何人が之れを爲すへきや、

普通の場合に於ては父が届け出づるを以て原則となす、然ども父が失踪旅行等にて不在なる時、又は父が子の出生前に離婚、養子離縁に因りて其家を去りたる時等には、母より届け出を爲す事を要す、

若し右等の届け出者が死亡其他の事由に依りて届出を爲す事能はざる時は左に掲げたるものか順序に従ひ届出を爲す義務を負ふものとす、

第一 戸主

第二 同居者

第三 分娩に立合たる醫師又は産婆

第四 分娩を介抱したる者

四百六十二 庶子出生の届出は何人が之れを爲すへきや、

庶子生出届出は父が之を爲すを以て本則とす、若し父が之を爲す事能はざる時は前項第一より第四の者より届出づることを要す、(戸第七十一條)

四百六十三 私生子出生の届出は何人が之を爲すへきや、

私生子出生の届出は母が之を爲すを以て本則とす、若し母が之を爲すこと能はざる時は前々項第一より第四の者より届出づる事を要す、(戸第七十一條)

四百六十四 夫が嫡出子を否認せんとする場合には何人が其出生届けを爲すへきや、

夫は民法の規定に依り嫡出子を否認する事を得る場合あり、而して否認の訴は子の出生を知りたる時より一ヶ年内に之を提起する事を要すとあり、従つて出生の届出と否認の訴へとは自然同時にあらざる事あるへし、左れば夫は繼令嫡出子を否認せんと欲する場合にても、出生届は必ず夫の名義を以て爲さるへし、(戸第七十二條)

四百六十五 裁判に依りて出生子の父が定まる場合には何人が届出を爲すへきや、

民法第七百六十七條に女は前婚の解除又は取消の日より六ヶ月を経過したる後に非ざれば再婚を爲す事を得ずとあり、同第八百二十一條に第七百六十七條の規定に違反して再婚を爲したる女が分娩したる場合に於て、前條の規定に依り其子の父を定むる事能はざる時は裁判所之を定むとあり、斯の如く裁判に依りて出生子の父が定まる場合には、母が其出生届を爲す事を要す、此場合に於ては其届書に父の未定なる事由を記載する事ヲ要す、而して裁判の結果出生子の父が定まりたる時は、其父は裁判確定の日より一ヶ月内に裁判の謄本を添へて出生届を爲し、之と同時に前に母より爲したる登記の取消を爲す事を要す、(戸第七十三條)

四百六十六 棄兒を發見したる者は幾時間内に届出づる事を要するや、

棄兒を發見したる者は、二十四時間内に其旨を戸籍吏に届出すべし、(戸第七十五條)

四百六十七 棄兒を發見したる時は如何なる手續を爲すや、

棄兒發見の届出ありたる時は、戸籍吏は其兒に氏名を命じ、且つ之れに付屬する衣服、

物品、發見の場所、年月日時、其他の景況、并に其兒の出生の推定年月、氏名、男女の別、引受人の氏名、職業、本籍地及び所在地、又は育兒院の稱號、并に場所及び引渡しの年月日を調書に記載して之れを届書に添へ置くことを要す、若し引受人又は育兒院の變更ありたる時は、十日内に其旨を届出づる事を要す、(戸第七十五條)

四百六十八 出生届を爲さる前、出生子が死亡したる時は、其届出は如何に爲すべ

んや、

出生届を爲さる前に出生子が死亡したる時は、出生届と死亡届とを同時に爲さるべからず、而て胎兒が死體にて生れたる時の出生届の事に付ては、戸籍法別に規定なしと雖も、實際は産婆及本人より届出を爲すもの、如し、

(戸第七十七條)

四百六十九 嫡出子否認の裁判が確定したる時の届出は如何、

嫡出子否認の裁判が確定したる時は、否認者は裁判確定の日より一ヶ月内に書式第四號

に依り、裁判の謄本を添へて届け出すべし、(戸第七十九條)

四百七十 私生子認知の届書

私生子認知の届書は書式第五號を以て普通の場合とす、然れども既に死亡したる子を認知する場合無きに非ず、例之は民法第八百三十一條の如く死亡したる子と雖も其直系卑屬(子孫)ある時に限り、父又は母は之れを認知する事を得とあれば、此の場合多くは私生子が壯年に達する迄も認知の届け出無く、而して其私生子の子孫の相続權を保護する必用ある場合なれば、此の時は書式第六號の届出を爲すことを要す、

父か私生子の認知を爲す場合に於て、母か家族なる時は、其戸主の氏名、職業、本籍地及び其戸主と母との續柄を記載する事を要す、(戸第八十條)

○養子縁組に関する届出

四百七十一 養子縁組の届書は如何に作るべきや、

養子縁組の届書には左の諸件を記載することを要す

- 一 當事者の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地
 - 二 養子の實父母の氏名、職業及び本籍地
 - 三 常時者が家族なる時は戸主の氏名、職業及び本籍地
 - 四 證人(二人以上)の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地(書式第八號)
- 養子が婚家又は養家より更に縁組に依りて他家に入る場合に於ては、右之外、婚家の戸主又は前養親の氏名、職業及び本籍地を記載する事を要す、(戸第八十五條)
- 四百七十二 十五歳未満の養子縁組の届出は何人が之れを爲すべきや、
- 十五歳未満の養子縁組の届出は、其縁組の承諾を爲すべきもの即ち父母、親族會が養子に代はりて縁組の届出をなす事を要す、(戸第八十六條)
- 四百七十三 養子縁組の届出は口頭を以て之れを爲す事を得るや、
- 養子縁組の届出は口頭を以て之れを爲す事を得べし、第四五二問を参照すべし、(戸第九十三條)

四百七十四 養子縁組又は離縁の届出は代理人を以て之れを爲す事を得るや、

養子縁組又は離縁の届出は代理人を以て之れを爲す事を得ず、(戸第九十四條、第一百一條)

四百七十五 養子縁組の届出は何地の戸籍吏に爲すべきや、

養子縁組の届出は、養親の本籍地、又は其所在地の戸籍吏に之れを爲す事を要す、(戸第九十條)

九十條)

四百七十六 養子離縁届は如何に作るべきや、

養子の離縁には當事者双方承諾の上にて爲す場合と、裁判所に訴へて爲す場合との二種あり、

當事者双方承諾の上爲す離縁の届書には左の諸件を記載する事を要す、(書式第九號)

一 當事者の氏名、職業及び本籍地

二 養子の眞父母の氏名、職業及び本籍地

三 當事者が家族なる時は戸主の氏名職業及び本籍地

四 縁組の年月日

五 離縁が協議に出でたる事、

六 養子の妻が養子と共に養家を去る時は、其旨及び妻の名、

七 養子が復籍すべき家の戸主の氏名、職業及び本籍地、

八 養子が復籍すべき家なき時は其事由、(戸第九十五條)

裁判の結果に依りて離縁を爲す場合には、右諸件の外裁判に依りて離縁を爲す旨を記載すへし、(戸第九十五條)

◎婚姻に関する届出

四百七十七 婚姻の届書、

婚姻の届書には左の諸件を記載する事を要す、

一 當事者の氏名、出生の年月日及び本籍地、

二 父母の氏名、職業及び本籍地、

- 三 證人(二人以上)の氏名、職業及び本籍地、(書式第十五)
 - 四 當事者が家族なる時は戸主の氏名、職業及び本籍地、
 - 五 入夫婚姻又は婿養子縁組なる時は其旨、(書式第十一號)
 - 六 入夫婚姻の場合に於て入夫が戸主と爲らざる時は其旨、
 - 七 婚姻に因りて嫡出子たる身分を得る庶子ある時は、其旨及び出生の年月日、
- 當事者の一方が婚家又は養家より、更に婚姻に因りて他家に入る場合に於ては、右の外前婚家の戸主又は養親の氏名、職業及び本籍地を記載することを要す、(戸第二百二條)
- 四百七十八 婚姻届は何地の戸籍吏に爲すべきや、
- 婚姻の届出は夫の本籍地、又は其所在地の戸籍吏に之れを爲す事を要す、但し入夫婚姻婿養子縁組は妻の本籍地、又は其所在地に於て届出をなすべし、(戸第四百四條)
- 四百七十九 婚姻届は口頭又は代理人を以て爲すことを得るや、
- 婚姻届は口頭を以て届出づることを得へし、然とも代理人を以ては届出を爲すことを得ず、

第四五二間第四七四間を参照すべし、(戸第一百七條、第一百八條)

四百八十 離婚届書は如何に作るべきや、

離婚には夫婦相談の上にて爲す離婚と、裁判所に訴を起し判決の結果によりて離婚するものあり、(戸第九九條)

夫婦相談の上の離婚の届書には左の事項を記載することを要す、

- 一 夫婦の氏名、職業及び本籍地、
- 二 父母の氏名、職業及び本籍地、
- 三 當事者が家族なるときは戸主の氏名、職業及び本籍地、
- 四 婚姻の年月日、
- 離婚が協議によりて爲されたる事、
- 當事者が復籍すべき家の戸主の氏名、職業及び本籍地、
- 當事者が復籍すべき家なきときは其理由、

裁判上の
離婚届は
如何に作
るべきや

後見人の
届出は何
日以内に
為すべき
や

八 證人二人の氏名、職業及び本籍地、(書式第拾二號)

裁判の結果に依りて離婚を爲す場合には右諸件の外、裁判に依りて離婚する旨を記載す
へし、而して此届出は裁判を請求したる者の方より、裁判確定後十日内に判決の謄本を
添へて届出づるを要す、(戸第百十一條)

○後見に開する届出、

四百八十一 後見の届書は如何に作るべきや、

後見が定りたるときは後見人は、就職の日より十日内に左の諸件を具して之を届出づ
ることを要す、

- 一 後見人の名氏、出生の年月日、職業、本籍地及び住所、
- 二 被後見人の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 三 被後見人が家族なるときは戸主の氏名、職業及び本籍地、
- 四 後見を置く原因及び年月日、

五 後見人就職の年月日、(書式第十三號)

四百八十二 後見人變更届は如何に作るべきや

後見人が變更したるときは、後より爲りたる後見人は、其就職の日より十日内に前項に
掲けたる諸件の外に、前の後見人の氏名及び其死亡若しくは辭任の事柄を記載して届出づ
るを要す、若し此期間内に届出を怠りたるときは拾圓以下の過料に處せらるへし、(戸第
百十五條)(書式第十四號)

四百八十三 後見人任務終了したるとき届出、

未成年者が成年に達したるとき、又は禁治産者が能力を回復したるとき等に因り、後見
人の任務が終了したるときは、後見人は十日内に左の諸件を具して届出ることを要す、
(戸第百十七條)

- 一 被後見人の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 就職の年月日、

三 任務終了の原因及び年月日、(書式第十五號)

後見人の任務が其死亡に因りて終了したるときは、右の届出は後見監督人より之を爲すことを要す、

四百八十四 後見に關する届出は何地に爲すべきや、

後見に關する届出は、被後見人の本籍地又は所在地の戸籍吏に之れを爲すことを要す、

○隠居に關する届出

四百八十五 隠居届は如何に作るべきや、

隠居の届書には左の諸件を記載するを要す

一 隠居者の氏名、族稱、出生の年月日、職業及び本籍地、

二 家督相續人の名、出生の年月日、職業及び家督相續人と隠居者との續柄、

三 隠居の原因(書式第十六號)

裁判所の許可を得て隠居を爲す場合に於ては、届人は届書に裁判の謄本を添ふることを

隠居の届書に添附すべきもの

要す、(戸第二百二十條)

隠居の届出人は届書に家督相續人の承認の證書を添へ、又は承認を爲したる者をして届書に其旨を附記し、之れに署名、捺印せしむる事を要す、(戸第二百二十一條)

○失踪に關する届出

四百八十六 失踪の届書は如何に作るべきや、

失踪の宣告ありたる時は、其宣告を請求したるものは裁判確定の日より十日内に左の諸件を具し、裁判の謄本を添へて之を届出づることを要す、(戸第二百二十三條)

一 失踪者の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、

二 失踪の宣告ありたる年月日、

三 失踪者が家族なる時は戸主の氏名、族稱及び戸主と失踪者との續柄、(書式第十七號)

○死亡に關する届出

死亡届は
何日に
爲すべし

死亡届書
に添附す
べきもの

四百八十七 死亡届の作り方。

死亡者ありたる時は、届出義務者が（後項を參照）其死亡を知りたる日より五日内に左の諸件を具し醫師の診断書、若しくは検案書、又は警察官の検視調書の謄本を添へて之れを届出づる事を要す、（戸第二百二十四條）

- 一 死亡者の氏名、出生の年月日、男女の別及び本籍地、
- 二 死亡の年月日時及び場所、
- 三 死亡者が家族なる時は戸主の氏名、族稱及び戸主と死亡者との續柄、（書式第十八號）

右の届出は衛生上特別の必要ある時は、裁判所の命令を以て期間を短縮することを得べし、若し期間に遅れたる時は十圓以下の過料に處せらるべし、（戸第二百五條）

四百八十八 死亡届は何人が之を爲すべきや。

死亡届を爲すべき者は左の如し、

第一 普通の場合に於ては戸主が届出づるを以て本則とす。

第二 戸主が死亡したる時、或は戸主が不在等の場合に於て戸主が届出すること能はざる時は、相續人其他の同居者より届出づることを要す、

第二 戸主、同居者共に届出を爲すこと能はざる時は、其家の持主、其土地の持主、又は其土地若しくは其家屋の管理人とす、

若し同順位の届出義務者数人ある時、例令は同居者数人ある場合の如きは、單に其中に一人より届出を爲せば足るものとす、（戸第二百二十六條）

四百八十九 死亡届は何地に爲すべきや。

死亡の届出は（一）死亡地、（二）死亡者の本籍地、（三）死亡者の寄留地の戸籍吏に之れをなすことを要す、

○家督相續に關する届出

四百九十 家督相續の届書、

戸主死亡したる時
届出づべき
戸主同居者
共に届出する
能はざる事
時は何人
爲すべし

家督相續
届は何日
間になす
へきや
家督相續
届は何地
になすへ
きや

家督相續の届出は、家督相續の事實を知りたる日より、一個月内に左の諸件を具し、之を被相續人の本籍地の戸籍吏に届出つることを要す、

- 一 家督相續の原因、(例之前戸主の死亡若くば隠居等の事實)、及び戸主と爲りたる年月日、
- 二 前戸主の名及び前戸主と家督相續人との續柄、(書式第十九號)

家督相續人が外國に在る場合に於ては其届出は、三個月内に届書を發送するを以て足る(戸第百三十三條)

若し此届出を怠りたるときは十圓以下の過料に處せらるべし、

四百九十一 胎兒の家督相續届、

民法は胎内に在る子と雖も相續の場合に限り之を生れたる子と見做して家督相續を許したり、故に胎内に在る子を以て相續人となさんと欲するときは、其母は相續の事實を知りたる日より一個月内に左の諸件を具し、之に懐胎の有無を證明したる醫師の診断書を添

へて届出ることを要す、(戸第百卅五條)

- 一 相續開始の年月日、
- 二 家督相續人の胎兒なること、
- 三 前戸主の名及び前戸主と家督相續人との續柄、

四百九十二 推定家督相續人廢除届、

推定家督相續人とは男女の子あるときは男、男子數人あるときは長男と云ふか如く、相續順位の第一にあるもの、稱にして、此等は正當理由あるときは之を廢嫡することを得べし、民法第九百七十五條に於て其條件を規定したり、其二例を擧ぐれば(一)推定家督相續人が、被相續人に對して虐待を爲し、又は之に重大なる侮辱を加へたるとき、(二)疾病其他身體又は精神の狀況に因り家政を執るに堪えざるとき、(三)家名に汚辱を及ぼすへき罪に因り刑に處せられたるとき、(四)家財を蕩盡するものなるとき等の場合なり、

(第四百三十六間參照)而して推定家督相續人の廢除は裁判所の決定を以て爲すべきもの

なれば、其裁判が確定したるときは被相續人は十日内に左の諸件を具し、裁判の謄本を添へて之を届出ることを要す。(戸第三百三十七條)

- 一 廢除せられたる者の名、出生の年月日及び職業、
- 二 廢除の原因、
- 三 廢除の裁判が確定したる年月日、(書式第二十號、第二十一號)

四百九十三 家督相續人を指定する届書、

家督相續人指定の届出には左の諸件を記載することを要す、

- 一 指定家督相續人たるべき者の氏名、族稱、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 法定の推定家督相續人なること、(書式第二十二號)

四百九十四 家督相續人指定の取消、

家督相續人指定の取消の届書には左の諸件を記載することを要す、

- 一 指定家督相續人の氏名、族稱、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 指定の年月日、(書式第二十三號)

○入籍離籍に關する届出

四百九十五 入籍手續、

家族の者の庶子及び私生子は戸主の同意を得て戸主の家に入籍することを得へく、他家の籍に在る者にして戸主の親族は、入籍すべき家の戸主と從來の戸主との同意を得るに於ては入籍するを得へく、其他民法第七百三十八條の者が入籍せんとするときは左の諸件を具して届出るを要す、

- 一 入籍すべき家の戸主の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 入籍すべき家の戸主又は家族と入籍すべき者との親族關係、
- 三 入籍すべき者が廢家して他家に入るときは其旨、
- 四 入籍すべき者が家族なるときは其去るべき家の戸主の氏名、出生の年月日、本籍地及び其戸主と入籍すべき者との續柄、

家族の庶子及び私生子の
 入籍手續
 戸主の親族にして他家に居るもの
 入籍手續
 姻族又は家族の
 入籍手續

四百九十六 離籍届の手續

戸主が其家族を離籍せんと欲する時は、左の諸件を具して之れを届出づることを要す、
(戸第四百四十八條)

家族の離籍を如何に成す事を得るや

一 離籍せらるべき者の氏名、出生の年月日及び職業、

二 離籍の原因、(即ち戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組をなしたる場合、或は未成年者が戸主の意に對して居所を定めたる時に、其居所を轉すべき戸主の同意を以て應せざる場合等の事實) 及び其原因發生の年月日、

三 離籍せらるべき者と其に家を去る者ある時は其名、出生の年月日、職業及び其者と離籍せらるべき者との續柄、(書・第二十七號)(第二十八號)

四百九十七 離籍に依る一家創立の手續

離籍に依りて一家を創立したる者は、其事實を知りたる日より十日内に左の諸件を具して其旨を届け出すことを要す、

一 離籍を爲したる戸主の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、

二 離籍を爲したる戸主と届人との續柄、

三 離籍の原因及び年月日、

四 届人の家に入るべき者ある時は其名、出生の年月日、職業及び其者と届出人との續柄(書式第二十九號)

○廢家及び絶家に關する届出

四百九十八 廢家届出の手續

廢家を爲し得べき場合は民法第七百六十二條にあり、即ち新に家を立てたるものは其家を廢して他家に入ることを得、又本家の相續又は再興其他正當の事由に依り裁判所の許可を得たる時は其家を廢家する事を得へし、此場合に於ては左の諸件の外に家督相續に依りて戸主となりたるものにあらざることを證明書、又は廢家の許可に關する裁判の謄本を添て之れを届出づることを要す、(第戸百五十一條)

廢家を爲し得べき場合如何

- 一 廢家したる者の入るべき家の戸主の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 廢家したる者に從ひて他家に入る者の名、出生の年月日及び職業（書式三十三號）

四百九十九 絶家及び一家創立の届出、

絶家の家族は當然一家を創立する者なれば、其事實を知りたる日より十日内に左の諸件を具して、絶家及び一家創立の届出を爲す事を要す、（戸第五百五十三條）

- 一 絶家の最終の戸主の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 二 絶家の原因及び年月日、
- 三 一家を創立したるものに從ひて其家に入る者の名、出生の年月日及び職業、

○分家及び廢絶家再興に關する手續、

五百 分家届出の手續、

分家を爲さんと欲するものは左の諸件を具して届出ることを要す、（戸第五百五十四條）

- 一 分家の戸主となるべき者の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、

- 二 本家の戸主の氏名、職業、本籍地及び其戸主と分家の戸主となるべき者の續柄、
- 三 分家の家族となるべき者ある時は其名、出生の年月日、及び職業、
- 四 分家の戸主及び家族となるべき者の父母の氏名、職業及び本籍地、（書式第三十五號）

五百一 廢絶家再興の届出手續、

廢絶家を再興せんと欲するものは、左の諸件を具して之れを届出づることを要す、（戸第五百五十五條）

- 一 廢絶家の最終の戸主の氏名、職業及び本籍地、
- 二 廢絶の原因及び年月日、
- 三 廢絶したる家と再興を爲す者の家との續柄、
- 四 再興を爲す者の戸主の氏名、出生の年月日、職業及び本籍地、
- 五 再興を爲す者に從ひて其家に入る者の名、出生の年月日及び職業、（書式第三十六號）

號

右の外廢絶家再興の届人は戸主の同意の證書を添へ、又は戸主をして届書に同意の旨を附記し之れに署名捺印せしむることを要す、

○氏名及び族稱變更に關する届出

五百二 復姓改名の届出手續

復姓する
場合如何
改名を爲
し如何
場合如何

離縁又は離婚に依り實家に復籍すべき場合に於て、其實家が絶家又は廢家たる時は氏を復舊すべき必用を生すべく、又商業上の必要に依り前戸主の名を継襲し、或は同町村内に同姓名者ある時は改名の必要を生すべし、此場合には十日内に左の諸件を具し、管轄官廳に許可書の謄本を添へて之れを届出ることを要す、(戸第六十四條)

- 一 復舊又は改稱前の氏名、
- 二 復舊したる氏又は改稱したる名、
- 三 復舊又は改稱の原因及び許可の年月日、(書式第三十七號第三十八號)

五百三 族稱變更の届出、

新に華族に列せられ又は華士族の稱を失ひたる者は、十日内に左の諸件を具し、辭令書又は管轄官廳の許可書の謄本を添へて之れを届出ることを要す、(戸第六十五條)

- 一 新舊族稱、
- 二 族稱變更の原因、
- 三 族稱變更の辭令又は許可ありたる年月日、(書式第三十九號)

前掲の届出は其族稱に變更ありたる者が家族なる時は戸主より之を爲すことを要す、

○戸籍に關する届出

五百四 戸籍吏の管轄地外に本籍を轉ずる届出

戸籍吏の管轄地外に本籍を轉せんと欲する時は、左の諸件の外に戸籍の謄本を添へて之を轉籍する先の戸籍吏に届け出づる事を要す、(戸第九十五條)

- 一 轉籍者の氏名、出生の年月日及び職業

二 原籍地及び轉籍地、

此の届書は正副二本を作ることゝ要す、(書式第四十一號)

五百五 戶籍吏の管轄地内に本籍を轉ずる届出、

戶籍吏の管轄地内に於て本籍地を變更せんと欲する時は、戶主より原籍地及び新本籍地を具して、其旨を其地の戶籍吏に届け出づることを要す、此場合に於ては正本一通にて足る、(書式第四十二號)

五百六 届出の闕漏其他の事由に依り本籍を有せざるものは、如何にして本籍を定むべきや、

就籍の届出手續、

届出の闕漏例之出生届を怠りたるか如き事由に依り本籍を有せざる時は、區裁判所の許可を得て戶籍届を爲すことを要す、其手續は許可の裁判が確定したる日より十日内に左の諸件を具し、裁判の謄本を添へて就籍すべき地の戶籍吏に届出ることを要す、(戶百九

八條)

- 一 就籍すべきもの、氏名、族稱、出生の年月日時、職業及び其就籍すべき地、
 - 二 就籍すべき者の父母の氏名、及び其者と父母との續柄、
 - 三 本籍を有せざりし原因、
 - 四 就籍すべき者が前に本籍を有せし時は其舊本籍地、
 - 五 就籍すべき者が戶主なりし時は其旨、
 - 六 就籍すべき者が家族なる時は戶主の氏名、族稱、職業及び其者と戶主との續柄、
 - 七 就籍すべき者が戶主及び家族なる時は戶主、家族の別及び家族と戶主との續柄、
 - 八 就籍すべき者が他家より入りて戶主又は家族となりたる者なる時は其原籍地、原籍の戶主の氏名、族稱及び其戶主と就籍すべき者との續柄、(書式第四十三號)
- 五百七 除籍の届出手續、

除籍の届出は許可の裁判が確定したる日より十日内に左の諸件を具し、裁判の謄本を添

へて除籍すべき地の戸籍吏に之を爲すことと要す、(戸第百九十

一 除籍すべき者の氏名、族稱、職業、本籍地及び復本籍地、

二 復本籍を有せる原因、

三 除籍すべき者が本籍と復本籍とに於て身分を異に

ける身分及び其身分の異なる原因、(書式第四十四號)

○抗告の手續、

五百八 戸籍吏の處分に付き不服なるものは如何なる權利を有するや、

抗告の手續を問ふ、

身分登記又は戸籍に關する事件に付き戸籍吏の處分を不當とする者は、戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所に抗告をなす事を得、(戸第百二十條)例之適法なる届出と信じて之れを成したるに、戸籍吏は之れを違法として受付ざる場合、或は取消申請をなしたるに其登記を拒みたる場合に於て、戸籍吏の處分を不當とする者は自己の權利を主張す

抗告に對して不服なる時は、
更なる抗告をなすことを得るや

る爲め届出人は其不服なる事故及び其不服なる理由の要點を記載したる抗告狀に、届出又は申請書、其他の關係書類を添えて區裁判所に差出せば、裁判所は双方の主張を取調べたる上、届出人の主張を理由ありと認めたる時は戸籍吏に命じて直に其事を履行せしめ、若し届出人の主張を理由なしと認めたる時は抗告書類を却下して、届出人の負となるべし、然るに届出人が其却下に對し尙不服なる時は、法律に違反したる裁判なることを理由とする場合に限り、民事訴訟法に従ひ更に抗告をなす事を得べし、(戸第百二十四條)

○罰則

五百九 戸籍法に定めたる期間内に届出をなさざる者は如何なる罰を受くるや、

戸籍法に定めたる期間内に届出又は申請をなさざる者は、十圓以下の過料に處せらるべし(戸第百二十條)

五百十 戸籍吏が期間を定めて届出の催促をなしたるに、尙届出をなさざる者は如何なる罰を受くるや、

二回以上
戸籍吏の
催促に應
答せざる
者は、
如何なる
罰ある

届出人が期間内に届出を爲さざるに依り、戸籍吏が更に期間を定めて届出の催促をなしたるに、届出人の之れを怠りて猶届出を成さざる者は、二十圓以下の過料に處せらるべし。若し二回以上續けて戸籍吏の催促に應ぜざる者は、其度毎に二十圓の過料に處せらるべし。(戸籍第二百一十一條)

○雜則

- 五百十一 届出人が印を有せず又は姓名を署する能はざる時は如何になすべきや。
- (一)届出人が印を有せざる時は自筆にて姓名を署するを以て足る。
- (二)署名すること能はざる時は名を他人に代署せしめ捺印するを以て足る。
- (三)若し署名すること能はず且つ印を有せざる時は、名を代書せしめ捺印するを以て足る

五百十二 寄留届は幾通を作るべきや。

寄留には世帯を有する者と單身寄留との區別あり、而して何れの場合に於ても正副二通

を作り届出ることを要す、即ち一通は入寄留地に留め、一通は出寄留地の戸籍役場を送附するの必要あればなり、其他は總べて戸籍に關する届出と同一なり、(戸籍第二百二條)

民 律 顧 問 終

戸籍法に關する諸届書式 (用紙半紙)

司法省民刑局屬藤田鼎氏が取調べ民刑局長
及各参事官の檢閲を経たる戸籍法に關する
諸届書式を左に掲ぐ

(第一號)

出生届 其一 (月六八、六九、一、七、二、一、項)
東京市麹町區二丁目一番地戸主平民吳服商
父 飯 尾 太 郎
母 長 男 一 郎
出生子 耶
右一耶明治拾貳年參月四日午後五時東京市麹町區一
丁目一番地ニ於テ出生候間此段及御届候也
明治拾貳年參月五日 飯 尾 太 郎 印
東京市麹町區戶籍吏何某殿

(第二號)

出生届 其二 (月六八、六九、一、七、二、一、項)
東京市麹町區元町二丁目二番地戸主平民菓子商
父 兵 田 兵 三
兵助長男無職業

(用紙半紙)

右々々明治拾貳年參月五日午後四時東京市神田區今
川小路三丁目三番地ニ於テ出生候間此段及御届候也
明治拾貳年參月六日
寄留地 東京市神田區今川小路三丁目三番地
米 田 一 郎 印
明治貳年四月拾日生
東京市神田區戶籍吏何某殿

(第三號)

出生届 其三 (月六八、六九、三、七、二、二、一、項)
東京市麹町區富士見町二丁目二番地戸主平民下宿營業
一作舖
母 竹 村 一 郎
私生子 女 一 郎
右々々明治拾貳年參月拾日午後貳時拾五分東京市麹
町區富士見町二丁目一番地ニ於テ出生候處母ノ家ニ入
ルニトテ得サレニ付一家創立候間此段及御届候也

明治參拾貳年參月拾壹日

竹村 三印

(第四號)

東京市麹町區戶籍吏何某殿

嫡子否認届 (月七九、民八三二)

右タツ否認ノ裁判明治參拾貳年六月貳拾參日確定候間

別紙裁判ノ附本相添此段及御届候也

但本文ノ通ニ付タツ出生ノ登記變更相成度此段併々

テ申請候也

明治參拾貳年六月拾五日

東京市麹町區元圓町二丁目二番地戶主平助

長男平民無職業

否認者 米田 兵三印

明治元年參月四日生

東京市麹町區戶籍吏何某殿

私生子認知届 其一 (月八〇、民八二七、八二九

一項)

靜岡縣靜岡市窪匠町一番地戶主齋藤師熊吉妹無業

母 乙 井 下 キ

私生子 男

明治參拾年五月貳日生

右私生子認知候間此段及御届候也

明治參拾貳年五月九日

東京市神田區錦町三丁目四番地戶主耕三弟

平民無職業 認知者 水太 耶印

明治貳年八月七日生

東京市神田區戶籍吏何某殿

(第六號)

私生子認知届 其二 (月八〇、民八三一、二項)

東京市四谷區舟町六十番地戶主平民無職業

母 向 井 力

明治參拾貳年六月七日死亡私生子 男 龜次 耶

明治貳年五月拾日生

右私生子認知候間此段及御届候也

明治參拾貳年六月九日

東京市神田區三河町三丁目三番地戶主平民無職業

認知者 大 口 丙 次印

弘化元年參月壹日生

(第七號)

右實母

右養子縁組候間別紙何々同京證書相添此段及御届候也

明治參拾貳年參月貳日

秋友 太 耶 吉印

內 山 三 耶印

東京府北豐島郡板橋町六拾番地農

證人 上 井 好 助印

明治貳年六月八日生

東京府北豐島郡板橋町五拾番地農

證人 下 口 倫 次印

明治五年七月壹日生

(第九號)

養子縁組届 (月九五、九八、民八六四)

東京府北豐島郡板橋町千番地戶主平民農

養父 秋友 太 耶 吉

慶應元年參月八日生

養母 明治貳年六月九日生

明治拾年五月拾日生

三

私生子認知届 其三 (月八一、八二)

神奈川縣橫濱市吉田町五丁目十番地戶主無職業

母 一 井 胎 ナ 兒

私生子 胎 ナ 兒

右胎兒認知候間別紙母ノ承諾書相添此段及御届候也

明治參拾貳年參月八日

東京市神田區今小路二丁目五番地戶主三次叔父

平民無職業 認知者 山 井 二 耶印

明治元年參月壹日生

東京市神田區戶籍吏何某殿

(第八號)

養子縁組届 (月八五、八七、民八四七)

東京府北豐島郡板橋町千番地戶主平民農

養父 秋友 太 耶 吉

慶應元年參月八日生

養母 明治貳年六月九日生

東京市小石川區原町百番地戶主農植藏弟

平民無職業

養子 內 山 三 耶

明治拾年五月拾日生

右實父 無職業 內 山 真 一

東京市小石川區原町百番地月主
三郎が復讐すへき家の月主兄

三郎實父 無職業 内山 權 一
同實母

右明治拾貳年參月貳日縁組候處今般協議の上離縁候
間別紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治拾參年八月七日

秋友 太郎 吉印
三郎 三郎 印

東京府北豐島郡板橋町六十番地
証人 上 井 好 助印
明治貳年六月八日生

東京府北豐島郡板橋町五十番地
証人 下 口 尙 次印
明治五年七月壹日生

東京府北豐島郡板橋町戸籍吏何某殿
(第十號) 月一〇二二一〇三(民七五)

東京市神田區龜町三丁目一番地無職業
証人 鈴木 喜 一印
明治元年六月七日生

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第十一號) 月一〇二二(民七五)

東京市神田區飯田町一丁目二十六番地月主
平民義雄殿
口 上 十 一

神奈川縣橫濱市戸部町百番地無職業
右父 口 上 善 八
右母 十 八

埼玉縣北足立郡大宮町三番地月主無職業谷次
殿交平民小學校教員

突 下 屋 文 作
明治元年九月七日生

右父 下 屋 權 一
右母 十 八

右入夫縁組候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也

東京市神田區龜町三丁目五番地月主土俵官吏

青木 太 郎
明治五年六月貳日生

神奈川縣橫濱市吉田町一丁目八番地月主下宿營業
三郎妹平民無職業

柴野 ト
明治拾年拾月壹日生

右父 無職業 柴野 作 三
右母 十 八

右婚姻候間別紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治拾參年九月八日

青木 太 郎印
柴野 ト 印
神奈川縣橫濱市吉田町三丁目一番地
寄留地 東京市神田區元園町一丁目二十番地
酒類營業
証人 福内 三 郎印
明治八年五月四日生

明治拾參年拾壹月拾日
東京市本郷區迫分町五番地村木商
証人 谷 田 松 吉印
明治貳年四月貳日生

東京市神田區水田町二丁目一番地無職業
証人 田 添 治 作印
明治元年壹月五日生

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第十二號) 月一〇九二二〇(民八一〇)

東京市神田區龜町三丁目五番地月主土俵官吏
青木 太 郎
明治五年六月貳日生

右父 無職業 青木 一 作
右母 十 八

神奈川縣橫濱市吉田町一丁目八番地月主下宿營業
トヲが復讐すへき家の月主

明治拾年拾月壹日生

兄 野三郎
トヲ父 無職業 柴野作三郎
同母

右明治参拾壹年九月八日婚姻候後今般協婚の上種婚候
間別紙何々同致證書相添此段及御届候也

明治参拾貳年拾月六日

青木太一郎印

東京市麹町區土手三番町七番地印刷業

証人 川田節一印
明治八年七月六日生

東京市麹町區元園町一丁目六番地土木購買業

証人 戸部辰三印
明治参年拾月五日生

東京市麹町區戸籍吏何某殿

(第十三號) 發見附届(月一四、一六、一八、民九〇〇)

横濱市若松町三番地戸主無職業

發見人 甲野巳太郎
明治参拾壹年八月七日生

東京市芝區町六丁目十番地戸主平民石工

住所 横濱市若松町五番地

發見人 森田丁吉
明治元年貳月貳日生

右巳太郎に對し親婚を行ふ者なきに因り明治参拾壹年
八月拾日後見開始同月拾貳日遺言に因り就職候間別紙
發見人指定に關する遺言の附本相添此段及御届候也

明治参拾壹年八月拾叁日

森田丁吉印

横濱市戸籍吏何某殿

(第十四號) 發見人更迭届(月一四、一五、一六、一八)

横濱市若松町三番地戸主無職業

發見人 甲野巳太郎
明治参拾壹年八月七日生

前任發見人 森田丁吉
横濱市若松町七番地戸主平民無職業

住所 同

後任發見人 原村巳之助
明治元年拾月五日生

右巳太郎に對し親婚を行ふ者なきに因り明治参拾壹年
八月拾日後見開始同月拾九日前任者之更迭就職候
間別紙何々同致證書相添此段及御届候也

東京市芝區町六丁目十番地戸主平民石工

家督相續人 平助三男無職業
明治元年貳月五日生

右平助病氣に因り家政を執るに能はざるに付き家督相續
の許可を得て應居候間別紙據列の附本及び家督相續入
の承認證書相添此段及御届候也

明治参拾貳年四月五日

須田平三印

須田初三印

東京市京橋區戸籍吏何某殿

(第十七號) 失踪届(月二三、民三〇)

神奈川縣久良岐郡戸部村百番地戸主殿

失踪者 谷田音七
明治参年五月六日生

右音七に對する明治参拾貳年壹月貳日失踪宣告の規則
同年貳月四日確定候に付別紙據列の附本相添此段及御
届候也

明治参拾貳年貳月拾日

神奈川縣久良岐郡戸部村百番地戸主士族無職業

宣告請求者音七兄 天野丁吉印
明治元年貳月貳日生

神奈川縣久良岐郡戸部村戸籍吏何某殿

(第十五號)

發見人任務終了届(月一七)

横濱市若松町三番地戸主無職業

發見人 甲野巳太郎
明治参拾壹年八月七日生

横濱市若松町七番地戸主平民無職業

發見人 原村巳之助
明治元年拾月五日生

右は明治参拾壹年拾月九日就職の處明治参拾五年六
月貳日何々に因り任務終了候間此段及御届候也

明治参拾五年拾貳月貳拾五日

横濱市戸籍吏何某殿 原村巳之助印

(第十六號) 離届(月一九、二〇、二二、民七五三、
七五七)

東京市京橋區入船町参拾貳地戸主平民問屋

離居者 須田平助
天保拾年六月七日生

(第十八號)

死亡届 (月一三五)

東京市牛込區加賀町三丁目三番地平民牛乳商乙吉良男

死亡者 菅野 丙 作

右内作明治拾貳年壹月六日午後參時參拾分東京市牛込區加賀町三丁目三番地に於て死亡候間別紙醫師の診

斷書相添此段及御届候也

明治拾貳年壹月七日

戸主 菅野 乙 吉印

明治六年壹月六日生

東京市牛込區戸隠更河某殿

(第十九號)

家督相續届 (月一三三)

東京市赤坂區青山町三丁目二番地戸主土族官吏

家督相續人 吉次長男 住田 辰 藏

明治拾貳年貳月四日生

右は明治拾貳年壹月六日前戸主父吉次大隱居に因り家督相續候間此段及御届候也

明治拾貳年貳月四日生

東京市本郷區戸隠更河某殿

(第二十二號)

家督相續人指定届 (月一四〇、民九七九、九八〇)

東京市京橋區采女町五番地戸主辰郎三男

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は法定の推定家督相續人なきに付家督相續人に指定候間此段及御届候也

明治拾貳年五月貳日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

(第二十四號)

家督相續人指定取消届

東京市京橋區采女町五番地戸主辰郎三男

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也

明治拾貳年拾月貳拾五日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

指定取消人 吉次兄 黒田 吉 郎印

明治元年貳月伍日生

東京市京橋區戸隠更河某殿

(第二十三號)

家督相續人指定取消届

東京市本郷區戸隠更河某殿

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也

明治拾貳年拾月貳拾五日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

指定取消人 吉次兄 黒田 吉 郎印

明治元年貳月伍日生

東京市京橋區戸隠更河某殿

(第二十一號)

家督相續人廢除届 其二

東京市本郷區戸隠更河某殿

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

(第二十號)

推定家督相續人廢除届 其一

東京市本郷區戸隠更河某殿

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也

明治拾貳年拾月貳拾五日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

指定取消人 吉次兄 黒田 吉 郎印

明治元年貳月伍日生

東京市京橋區戸隠更河某殿

(第二十一號)

家督相續人廢除届 其二

東京市本郷區戸隠更河某殿

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也

明治拾貳年拾月貳拾五日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

指定取消人 吉次兄 黒田 吉 郎印

明治元年貳月伍日生

東京市京橋區戸隠更河某殿

(第二十四號)

家督相續人指定取消届

東京市京橋區采女町五番地戸主辰郎三男

平民菅藤 山 岸 吉 次

指定家督相續人 明治拾年壹月七日生

右は明治拾貳年五月貳日家督相續人に指定候處今般取消候間此段及御届候也

但家督相續人指定の登記は取消相成度此段併て申請候也

明治拾貳年拾月貳拾五日

東京市京橋區采女町一番地戸主平民無職 藤 田 吉 郎印

指定取消人 吉次兄 黒田 吉 郎印

明治元年貳月伍日生

東京市京橋區戸隠更河某殿

(第二十三號)

入籍届 其一

(月一四六、一四七、民七三五、一四)

東京市神田區鎌倉河岸二丁目三番地戸主酒田屋
入籍すべき家の戸主 落合 六兵衛
弘化元年貳月四日生

東京市神田區三河町三丁目一番地戸主平民無職業
慶家の上入籍 生 子 尾 野 兵 助
明治五年三月貳日生

右入籍候間紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治参拾壹年拾月五日 尾 野 兵 助 印

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第二十五號)

入籍届 其二 (月一四六、一四七、民七三七)

東京市神田區錦町一丁目四番地戸主無職業
入籍すべき家の戸主 奥 田 七 郎
弘化貳年参月五日生

東京市神田區鈴木町八番地戸主平民無職業
慶家の上入籍 七郎弟 下 田 龜 松
嘉永元年貳月拾日生

右入籍候間紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治参拾壹年拾月貳拾日 明治参拾壹年拾月貳拾日

入籍届 其二

(月一四六、一四七、民七三八)

東京市神田區小川町五十番地戸主平民書讀南
山口太郎(明治元年七月六日生)妻無職業
カ

右カ兄東京市本郷區迫分町三番地戸主官吏藤田
五郎(天保貳年参月六日生)三女
カ

入籍すべき者 明治貳拾年貳月四日生
右入籍候間紙何々同意證書相添此段及御届候也
明治参拾壹年拾月貳日 山 口 七 郎 印

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第二十七號)

入籍届 其三 (月一四八、民七五四、七五〇、二項)

東京市神田區榮土代町壹丁目四番地戸主
平民青物商三平弟無職業
カ

右は父徳兵衛の同意を得ずして養子を爲したるが爲る
明治参拾壹年拾月貳拾日離縁せられたるに因り一家創
立候間此段及御届候也
明治参拾壹年参月壹日 河 内 徳 三 郎 印

入籍届 其三

(月一四九、民七四二)

東京市神田區大工町六番地戸主櫻草商
離縁を爲したる戸主 河 内 徳 兵 衛
弘化参年貳月四日生

東京市神田區大工町五番地戸主平民無職業
一家創立者 徳兵衛三男 河 内 徳 三 郎
明治参年貳月九日生

徳三郎の家に入る 徳三郎養女 カ
明治拾九年八月六日生

右は父徳兵衛の同意を得ずして養子を爲したるが爲る
明治参拾壹年貳月貳拾日離縁せられたるに因り一家創
立候間此段及御届候也
明治参拾壹年参月壹日 河 内 徳 三 郎 印

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第二十九號)

復籍拒絶届 (月一五〇、民七五〇、二項)

東京市神田區錦町一丁目三番地戸主運送業川口
秀雄(弘化元年参月四日生)養子無職業

平次と共に家去る 嬰

明治六年四月四日生

右平次明治参拾壹年貳月四日戸主の同意を得ずして婚
姻を爲したるに因り離縁候間此段及御届候也
明治参拾壹年壹月六日

戸主 戸 口 三 平 印
明治元年拾月貳日生

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第二十八號)

離縁届 其二 (月一四八、民七五〇、二項、三項)

東京市神田區大工町六番地戸主平民
櫻草商徳兵衛三男無職業
河 内 徳 三 郎
明治参年貳月九日生

右徳三郎明治参拾壹年貳月四日戸主の同意を得ずして
養子を爲したるに因り離縁候間此段及御届候也
明治参拾壹年貳月貳拾日

戸主 河 内 徳 兵 衛 印
弘化参年貳月四日生
東京市神田區戸籍吏何某殿

明治九年八月七日生

右音吉明治拾壹年五月參日戸主の同意を得ずして養子と爲りたるに因り復讐拒絶候間此段及御届候也
明治拾壹年貳月貳日

東京市下谷區練馬町拾番地戸主平民菓子商寄留地 東京市神田區錦町參丁目壹番地 音吉實父 下 井 儀 一印

東京市神田區戸籍吏何某殿

(第三十一號)

復讐拒絶に因り一家創立届

(月一五二、民七四二)

東京市下谷區練馬町拾番地戸主菓子商

拒絕者

下 井 儀 一 弘化貳年四月七日生

東京市神田區美土代町一丁目五番地一家創立者 戸主平民無職業 川 口 音 吉

明治九年八月七日生

右は離縁に因り實家に復讐可致の處父債一の同意を得ずして養子と爲りたるが爲め明治拾壹年拾貳月貳日

七二

復讐拒絶せられたるに因り一家創立候間此段及御届候也

明治拾壹年壹月七日

東京市神田區戸籍吏何某殿

(第三十二號)

廢家に因り一家創立届(月一五一、民七四〇)

東京市神田區美土代町一丁目五番地戸主無職業 廢家の最終の戸主 川 口 音 吉

明治九年八月七日生

東京市神田區今川小路二丁目三番地戸主平民無職業 一家創立者 音吉妹 田 上 チカ

明治拾壹年貳月參日生

右は離縁に因り實家に復讐可致の處兄音吉明治拾壹年貳月五日廢家して他家に入りたるが爲め復讐するに能はざるに付一家創立候間此段及御届候也

明治拾壹年八月七日 田 上 チカ 印

東京市神田區戸籍吏何某殿

(第三十三號)

廢家届(月一五二、民七六二)

東京市神田區美土代町一丁目五番地戸主平民無職業

廢家人

川 口 音 吉 明治九年八月七日生

音吉妻

カ ク 明治拾壹年參月四日生

東京市神田區三河町二丁目五番地戸主酒商

音吉の入るべき家の戸主 上 山 卓 二

明治元年貳月參日生

右廢家候間別紙家督相續に因りて戸主と爲りたる者に非ざるこの證明書相添此段及御届候也

明治拾壹年貳月五日

川 口 音 吉印

東京市神田區戸籍吏何某殿 (第三十四號)

經家及び一家創立届(月一五三、民七六四)

東京市淺草區左衛門河岸第六號地戸主無職業 經家最終の戸主 岡 田 三 平

天保參年六月四日生

東京市淺草區三筋町三丁目一番地戸主平民醫藥商

一家創立者三平 岡 田 三 次

明治元年貳月四日生

三次妻

明治九年拾月五日生

右三平家督相續人なきに因り明治拾壹年九月六日經家候に付一家創立候間此段及御届候也

明治拾壹年九月拾五日

東京市淺草區戸籍吏何某殿 岡 田 三 次印

(第三十五號)

分家届(月一五四、一五六、民七四三)

神奈川縣橫濱市伊勢町貳丁目一番地戸主無職業 本家の戸主 中 戸 市 兵 衛

神奈川縣橫濱市伊勢町貳丁目參番地平民牛肉 販賣營業 阪 倉 榮 三

分家の戸主となるべき者 市兵衛弟 中戸市三

明治元年參月貳日生

神奈川縣橫濱市伊勢町二丁目一番地無職業 右父 中 戸 市 右 衛 門

右母 中 戸 市 右 衛 門

分家の家族となるべき者 市三妻 ハ ナ 明治拾壹年五月四日生

七三

神奈川縣横浜市磯子区二丁目一番地本間
右父 松 下 高 尾
右母七
右分家候間別紙戸主の同意既查相添此段及御届候也
明治参拾貳年壹月六日 中 月 市 三印

横濱市戸籍吏何某殿
(第三十六號)
絶家再興届 (月一五五、民七四三)
東京市淺草區左衛門河原第六號地戸主無職業
絶家最終の戸主亡 岡 田 三 平
東京市芝區日陸町二丁目一番地戸主茶商丹藏
(嘉永元年八月四日生)二男平民無職業
絶家再興人 三平甥 岡 田 丹 次
明治拾年貳月六日生

右三平家香相贖人なきに因り明治元年九月六日絶家候
處今般同家を再興候間別紙戸主の同意既查相添此段及
御届候也
明治参拾貳年九月八日 岡 田 丹 次印
東京市芝區戸籍吏何某殿

第三十七號
氏復舊届 (月一六四)
復舊前の氏名 川 合 又 吉
復舊したる氏 山 本

右は何々(復舊の原因)に因り明治参拾壹年拾貳月五日
東京府の許可を得て前配の通復舊候間別紙許可書の贈
本相添此段及御届候也
明治参拾壹年拾貳月六日
東京市牛込區矢來町六番地戸主平民湯屋營業
山 本 又 吉印
明治六年八月九日生

東京市牛込區戸籍吏何某殿
(第三十八號)
名改稱届 (月一六四)
改稱前の氏名 本 木 爲 藏
改稱したる名 長 之 助
右は何々(改稱の原因)に因り明治参拾壹年拾貳月拾日
東京府の許可を得て前配の通改稱候間別紙許可書の贈
本相添此段及御届候也
明治参拾壹年拾貳月拾壹日

東京市牛込區早稲田町五十番地戸主爲右衛門
長男平民 本 木 長 之 助印
明治元年七月六日生

東京市牛込區戸籍吏何某殿
(第三十九號)
族稱變更届 (月一六五)
東京市牛込區山伏町三番地戸主官吏
舊族稱士族 新 田 義 近
新族稱華族 嘉永元年貳月九日生

右明治参拾貳年壹月八日華族に列せられ候間別紙辭令
寄附本相添此段及御届候也
明治参拾貳年壹月九日 新 田 義 近印
東京市牛込區戸籍吏何某殿
(第四十號)
身分登記變更の申請 (月一六八)
東京市麹町區麹町一丁目一番地戸主平民吳服問
飯尾太郎個人登ウシ
長男 一 郎

明治参拾貳年参月五日右一郎出生登記中誕生の時午
後五時三十分を午後六時と變更す

右明治参拾貳年五月四日變更許可の續判確定候に付登
更相成度別紙裁判の贈本相添此段申請候也
明治参拾貳年五月五日 飯 尾 太 郎印
明治元年四月貳日生

東京市麹町區戸籍吏何某殿
(第四十一號)
傳籍届 (月一九五)
東京市京橋區西紺屋町二十六番地戸主平民雜貨商
太 田 伊 八
明治元年参月壹日生

傳籍地 横濱市神天通四丁目八番地
右傳籍候間別紙戸籍の贈本相添此段及御届候也
明治参拾壹年六月貳拾七日 太 田 伊 八印
横濱市戸籍吏何某殿
(第四十二號)
本籍地變更届 (月一九六)

明治参拾壹年拾貳月拾壹日

原籍地 東京市神田區總子町貳拾五番地
新本籍地 同市同區岩本町八番地
右の通本籍地變更候間此段及御届候也
明治參拾壹年六月貳拾五日

東京市神田區岩本町八番地平民左官職
後 藤 八五 耶印
明治六年六月五日生

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第四十三號)

就届届 (月一九八、二〇〇)

東京市神田區小川町參番地平民

戸主砂藤商俊平長安

就啓者

水 谷 慶 助

明治貳拾七年八月七日午後四時生

右父 水 谷 俊 平

右母 〃 〃 〃

右は是迄届山の欄滿に因り本籍を有せざりし處明治參拾壹年六月貳拾日就籍許可の裁判確定候間別紙裁判の牌本相添此段及御届候也
明治參拾壹年六月貳拾八日

水 谷 俊 平印
明治貳年六月六日生

東京市神田區戸籍吏何某殿
(第四十四號)

除届届 (月一九九)

本 籍 東京市京橋區尾張町貳丁目九番地

親本籍 同市本郷區木郷堂丁目九番地

戸主平民仲買商 青 野 友 音

明治貳年四月七日生

右は何々(親本籍を有する原因)に因り親本籍を有し候

處明治參拾壹年六月貳拾八日除籍許可の裁判確定候間

別紙裁判の牌本相添此段及御届候也

明治參拾壹年七月四日

青 野 友 音印

東京市本郷區戸籍吏何某殿

訴訟法顧問 (上週)

民事訴訟法

第壹章 總論

借りたるものは返さざるべからざる云ふとは、當然分り切りたる話にて此規則を定めたるものは民法なり、然れども此分り切りたる規則を知りながら若し賃借物を返さざるものあるときは、貸主は如何にして之れを取り還すべからざる、國家なく法律なき時代には腕力を用ひて其返済を執行したりと雖も、法律ありて人權を尊重する今日の世の中には、腕力を用ひ自由を束縛して迄も民法上の義務を強ることを許さざるを以て、此に始めて

訴訟法の必要を見るに至れり、民事訴訟法は民法上の権利を侵害したる者に對し、國家が公力を用ひて其履行を得せしむる手續を定めたる法律なり、

地を劃して出入を禁ずる意を示したる以上は、若し之れを侵かしたるものあらば必ず一定の制裁を加へざるべからず、刑事訴訟法は犯罪人を逮捕して裁判所に求刑し、之れに一定の刑罰を加ふる手續を定めたる法律なり、

民法顧問の序言に於て法律を不動明王の金繩と利劍とに譬へたり、金繩は即ち掟にして利劍は即ち制裁なり、掟のみにして制裁なければ其掟は死法なり、民法刑法のみありて之れを運用する訴訟法なきときは之れ空理死文のみ、學者法律を大別して主法助法となし、民法刑法は主法に屬し、民事刑事の訴訟法は助法に屬して一に又手續法とも云へり、

主法は金繩を劃して踰越すべからざる範圍を示し、助法は之れを犯したる者に加ふる國家の公力なり、之れを旅行する者に譬ふれば、注法は山あり河あり道路の難易を示したる一部の案内記にして、訴訟法は草鞋脚絆を穿ちて旅立するか如し、民法刑法の目的は

訴訟法に依りて始めて活動するものなり、殊に民事の訴訟は訴訟法を運用するもの、如何に依りて、勝つべしと思はるゝ訴訟が敗訴となり、敗訴すべき事件も却て勝訴となることあるを以て最も人の日常心得置くべき法律なり、本書は始に平日の取引上屢遭遇する民事訴訟法に就て述べ、次に刑事訴訟法の手續を説明すべし、

民事訴訟法は總計八百五條、第一編總則、第二編第一審の訴訟手續、第三編上訴、第四編再審、第五編證據訴訟及び爲替訴訟、第六編強制執行、第七編公示催告手續、第八編中裁手續の項目に分ち、當事者と裁判所の關係を詳しく規定したりと雖も、本書は特に通俗を旨とし、全編の訴訟法を或は原告の側より觀察し、或は被告の側より説明し、讀者を導きて裁判所の案内者たらんことを期すものなれば、先づ裁判所の管轄より説き始め

し、

第二章 裁判所の管轄

第一款 事物の管轄

一 此訴訟は如何なる裁判所に起すべきや、(裁判所の事物の管轄)
裁判所には區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四個の區別あり、區裁判所、地方
裁判所は共に第一審裁判所にして、控訴院、大審院は覆審裁判即ち第一審裁判を再び審議
する裁判所なり、左れば訴訟を起さんとするもの第一に起るべき問題は、此訴訟は如何
なる裁判所になすべきやと云ふ事なり、即ち最初に此訴訟は區裁判所に訴ふべき事件な
るか、地方裁判所に訴ふべき事件なるかと云ふことを決定せざるべからず、民事訴訟法
の詞とを以て之れを裁判所の事物の管轄と云ふ、而して訴訟人は事物の管轄に依りて
其事件が區裁判所に屬するや、地方裁判所に屬するやを定めたる後、次に起るべき問
題は此訴訟は何れの地の區裁判所又は地方裁判所になすべきやと云ふの問題之れなり、
同じく區裁判所と云ふも甲町にあるものあり乙町にあるものあり、地方裁判所も亦甲市

家又は
物の明
使用、
目的な
如何なる
訴訟所に
訴ふべき

にあるものあり、乙市にあるものあり、訴訟人は其何れか一個所の裁判所を撰定せざる
べからず、之れを稱して裁判所の裁判籍と云ふ、而して此裁判籍は被告即ち訴へらるゝ
者の住居地又は訴訟物の存仕地に依りて定まるものにして、其詳細は次款に於て説明す
れば、茲には此訴訟は如何なる裁判所に爲すべきやと云ふ事(事物の管轄)に付て説明
すべし、

二 區裁判所は如何なる事件を裁判する所なるや、(區裁判所事物の管轄)

第一 百圓を超過せざる金額又は百圓を超過せざる物件に關する請求、

第二 價格に拘はらず以下の訴訟

(一) 住家其他の建物の請取、明渡し、使用、占據若しくは脩繕に關し貸貸人と賃借人
との間に起りたる訴訟、例之は何ヶ月内に住家を明渡しして立退くべしと命じたるに、
賃借人が明渡しを履行せざるに於て、本来ならば家屋は少くも百圓を超過すべきも
のなれば、地方裁判所に訴ふるが至當なれども、本件は家屋が訴訟の直接の目的物に

區裁判所
の判決に
對する控
訴は何處
の管轄に
屬するや
否の區別

地方裁判所は一人の裁判長と二人の陪席判事とより成り、其裁判事件も區裁判所より自ら復雜金額も亦た多額なるものとす、左れば前項に説明したる事件の外は、一切總べての事件を裁判する所なり、即ち金額に付ては百圓以上、其他前項列擧の事項を除く外は皆地方裁判所の管轄に屬す、但、皇族に對する民事訴訟は控訴院の管轄に屬するを以て、之に對して地方裁判所は管轄權なし、而して地方裁判所は區裁判所の裁判に對しては第二審なるを以て、區裁判所の判決に不服なるものは、地方裁判所に上訴し、此所にて第二審をなす權能を有す、上訴の事は後に至りて説明すべし、

四 控訴院は如何なる事件を裁判する所なるや、(控訴院事物の管轄)

第一 地方裁判所の第一審裁判に對する控訴

第二 區裁判所の判決に付き地方裁判所が爲したる控訴裁判に對する上告

第三 皇族に對する民事訴訟事件

五 大審院は如何なる事件を裁判する所なるや、(大審院事物の管轄)

控訴以上
告の區別

第一 地方裁判所の裁判に對する上告

第二 控訴院の決定、命令及び抗告に就き裁判す

(注意) 控訴と上告の區別。控訴とは區裁判所に付て云へば其判決に對して不服なるが爲め更に地方裁判所に上訴するを云ひ、之に對する裁判を控訴審又は第二審と云ふ、又地方裁判所に付て云へば其裁判に不服なるが爲めに控訴院に上訴するを控訴と云ひ、之に對する裁判を控訴審又は第二審と云ふ、而して上告とは第二審即ち控訴審に對して更に第三審を求むる上訴にして、區裁判所の裁判に付て云へば控訴院は上告裁判所にして、地方裁判所に付て云へば大審院は上告裁判所なり、裁判所は總べて第三審を以て終局となし、第三審以上は上訴の途なきものを知るべし、

六 訴訟物の價格に付き議論あるときは如何にして算定すべきや、(訴訟物價格算定法)

百圓を超過せざる事件は區裁判所に屬し、百圓を超過したる事件は地方裁判所に屬すと

云へば別段議論を生ぜざるが如しと雖も、時としては此價格を定むるに就き疑はしき場合合あれば之れを左に説明すべし、

一 訴訟物の價格は起訴の日時に於ける價格に依り之れを算定す、

例之ば米穀の受渡しが訴訟となりしときに於て、其價格が最初契約の時は八十圓なりしも、爾後價格騰貴して訴訟を起す時は百十圓となりたる時は、區裁判所の管轄に屬するや地方裁判所の管轄に屬するやと云ふ事に付て一條の疑問起るべし、最初契約の當時の價格は八十圓なるを以て其當時の價格に従へば無論區裁判所の管轄に屬すべしと雖も、起訴の當時の價格に従へば百十圓なるを以て地方裁判所の管轄に屬すべし斯の如き場合には如何にすべきやと云ふに、法律は起訴の當時に價格に依り算定すべしと有るを以て、本件は地方裁判所に訴ふべきものなり、之に反して最初百五十圓なりしものが起訴の日九十圓に下落したる時は、此事件は當然區裁判所の管轄なり、(民訴第三條)

二 果實、損害賠償、訴訟費用は主たる請求と合算せず、

果實の意義は民法顧問第十九節に説明したり、即ち貸金に就ては其利息、貸家に就ては其家賃、田地に就ては夫より生ずる米穀の類が果實なり、而して利息若くは家賃、米穀のみが單に訴訟の目的物なるときは別に議論なく百圓以上なると百圓以下なるとに依りて、區裁判所に屬するか地方裁判所に屬するの之を定むること敢て難からずと雖も、若し元本と果實と合せて請求するときは又多少の疑問を生ずべし、即ち元金百圓、利息貳拾圓を合せて請求するとき、或は主たる請求は家賃の明渡にあり、之に附帶して家賃の滞り百圓以上の請求あるときは如何と云ふに、民事訴訟法は此場合に於ても區裁判所の管轄に屬せしめたり、故に元金さへ百圓以下なれば利子は幾何あるも區裁判所の事件なるべく、家賃の滞りは百圓以上なるとにても、主たる請求が家賃の明渡にあるときは、前項の説明により本件は當然區裁判所に屬すべきものなり、其他主たる請求が區裁判所に屬するものなる以上は、之より生ずる損害賠償又は訴訟費用は幾何の價額に上るも、主たる請求に合算せざるを以て規則とす、故に主たる請求

一の訴を以て請求するときは、其損害賠償又は訴訟費用は之を合算せず、單に主たる請求の種類に依りて裁判所の管轄を定むるものと知るべし、而して此合算せざる場合は主たる請求と従たる請求とが法律上相率連するものにして一の訴訟を以て請求する場合に限るは勿論なりとす。(民訴第三條)

が物品引渡にあらざるときは、義務者が之を引渡さざりし爲め大なる損害を受けたるとき、又は主たる請求に附帯して訴訟費用を請求するときに於ては、其損害賠償又は訴訟費用は之を合算せず、單に主たる請求の種類に依りて裁判所の管轄を定むるものと知るべし、而して此合算せざる場合は主たる請求と従たる請求とが法律上相率連するものにして一の訴訟を以て請求する場合に限るは勿論なりとす。(民訴第三條)

(注意)右の外のものに在ては縦合一の訴を以て請求する場合に於ても總て之を合算するを以て規則とす、故に一の訴は貸金の催促、一の訴は地代の催促にして此兩個の請求を合して百圓を超過するときは、此は地方裁判所の管轄に屬すべきものなり、(民訴第四條)

三、或る債權に新に保証人を附する事、又は或る債權に新に担保の爲め物權を設立する事が訴訟なるときは、其主たる債權の額に依る、
從來の債權には保証人なりしものを、此度新に担保の爲め保証人を立てしめんとす

るに當り、債務者より故障の申立ありて此が訴訟となりたる場合、又從來の債權には何の担保品もなかりしに、今回新に抵當物又は質物(即従たる物權)を取らんとするに、其の抵當物又は質物を取る事が訴訟となりたる場合には、單に訴訟目的物より云へば、保証人又は担保物の價額に依りて裁判所を定むべきが如きも、訴訟の性質より言へば元々主たる債權より續きて起りたる事件なれば、此場合に於ては主たる債權の額に依りて裁判所を定むべきものとなせり、故に主たる債權が百圓以上なるときは地方裁判所、百圓より以下なるときは區裁判所に屬せしむ、然ども従たる物權即ち担保物を立つることの訴訟に於て、其担保物の價格が主たる債權より寡きことは、其寡き額に依りて裁判所を定む、例之主たる債權は百五十圓にして之に對して請求する担保物が百圓なるときは、本件は區裁判所の管轄に屬し、又主たる債權は百圓にして担保物の價額が百五十圓なるときは、此は前々の理由に依り亦區裁判所に屬すべきものとす。(民訴五條第一號)

地役が訴訟物なる時は、要役地が其地役に依り得る所の價額に依る、

四

地役が訴訟物なる時は、要役地が其地役に依り得る所の價額に依る、
地役權の事に就ては民法第二百八十條より第二百九十四條の間に於て規定しあり、要役地とは地役に關する權利地にして承役地とは義務地の謂なり、而して此地役が訴訟物となりたる時は、地役に依りて得たる要役地の増加價額に依りて裁判所を定む、
例令甲地の所有者が乙地の水を使用し又は乙地を通行する權利(即ち地役權)を得たるを爲め、元百五十圓なりし地が今貳百圓の價額を有するに在りたる場合は、百五十圓と貳百圓との差即ち五十圓を以て訴訟物の價額とするを通例とす、然るに此地役の爲め承役地の價額非常に減少し元三百圓なりし地が百三十圓に下落したるときは、百七十圓の損失となる、此場合には要役地の増加額を標準とせず、承役地の減少額を標準として地方裁判所に訴ふべきものとす、之れ民事訴訟法第五條第二號の但書に承役地の減少價額が要役地の増加價額より多きときは其減少價額とある所以なり、而して右何れの場合に於ても實際には鑑定人を要することとなるべし、

貸借の契約の有無又は其時期が訴訟物なる時は、其争ある時期に當る借賃の額に依る、但し一ヶ年借賃の二十倍の額が右の額より寡きときは其二十倍の額に依る、(民訴第五條第三號)

五

貸借の契約の有無又は其時期が訴訟物なる時は、其争ある時期に當る借賃の額に依る、但し一ヶ年借賃の二十倍の額が右の額より寡きときは其二十倍の額に依る、(民訴第五條第三號)
貸借の有無とは其契約の存否若くは取消等に付ての争にして、其時期が訴訟物なるときは、一方は三ヶ年間の契約なりと云ひ、一方は五ヶ年間の約束なりと主張するか如きを云ふ、此等の場合に於ては總へて争ひある時期に相當する借賃の總額を以て訴訟物の價額とす、例之一ヶ年百圓の借賃なりとし五ヶ年の貸借の有無を争ふときは五百圓を以て訴訟物の價額とす、又其期間は十ヶ年なりと争ふときは一千圓を以て訴訟物の價額とす、然とも争ひある時期に相當する借賃を以て訴訟物の價額とするときは、時としては非常の價額となることあるべし、故に一ヶ年借賃の二十倍を以て最高額と定め、争ひある時期の總價額が之より多きときは、一ヶ年借賃二十倍を以て訴訟物の價額と定む、蓋し元本に對する利子を一ヶ年百分の五即ち五分と見做せ

定期の供
給又は収
入が賦課
物なるこ
と

は其二十倍は丁度元本に相當するを以て夫れ故斯くは定めたり、

六 定期の供給又は収益に付ての權利が訴訟物なるときは一年収入の二十倍の額に依る、但し収入權の期限定まりたるものに付ては、其將來の収入の總額が二十倍より寡きときは其額に依る、(民訴第五條第四號)

定期の供給とは年金若くは定期に養料を受くる權利、又定時の収入とは、定時の伐木、定時の牧場使用の如きを云ふ、一ヶ年二十倍の理由は前上と同じ、

第二款 土地の管轄

七 此訴は何地の裁判所に爲すべきか、(裁判籍の事)

讀者は前上の説明に依りて此訴訟は區裁判所に屬する事件なるか、地方裁判所に屬する事件なるかは明瞭を致したるべしと雖、扱て區裁判所なり地方裁判所なりが決定してのら問題となるは、此事件は甲地の裁判所に訴ふべきもの、乙地の裁判所に訴ふべきものと云ふ

人の普通
裁判籍は
何れに在
り

政府に對
する訴訟
は其官廳
の所在地
を以て裁
判籍とす

となり、之を稱して裁判所の土地の管轄又は裁判籍と云ふ、裁判籍は一言を以て云へば訴へらるゝ者の地を管轄する裁判所の間なり、民事訴訟法第十條に人の普通裁判籍は其住居に依りて定まる、又普通裁判所籍ある地の裁判所は其人に對する總ての訴に就き管轄を有せざるを以て、訴訟人は被告の住居地の裁判所まで出張して訴へざるべからず、而して此に住居地と云ふは、必しも被告の本籍を指すに非ず、寄留地にても可なり、尙收人の普通裁判籍の事に付ては種々の取除け法、便利法なれば以下に之を説明すべし、(注意)普通裁判籍に對して專屬裁判所とて事件の性質により初めより裁判所の定まり居る場合あり、此は後の第九節に至りて説明すべし、

一 政府に對する訴訟は其官廳の所在地の裁判所を以て普通裁判籍となす、政府も亦一般人民と同じく、財産を所有し權利を有し義務を負担するものなれば、時としては人民と政府との間に民事上の關係起ることなしを言ふべからず、此場合に於ては如何なる地の裁判所に如何なる官吏を相手として訴訟を起すべしと云ふに、其

はその事件に關係ある官廳の所在地の裁判所を以て裁判籍とす、例之或る山林部下に就て人民よりは約定通りの義務を盡したるに政府が其義務を果さしりし場合には、其義務不履行の性質に依り或は大林区署の長官を相手取ることあり、或は直に農商務大臣を相手取ることあり、而して其事件が大林区署長官を相手取るべきものなるときは、當然大林区署所在地の裁判所に訴ふべく、若し農商務大臣を相手取るべきものなるときは、農商務省の所在地即東京府下の裁判所に訴ふるが如し、其一府縣に關する事件は府縣廳の在る地、市町村に關する事件は市町村役場の在る地の裁判所を以て其普通裁判籍とす

二 會社、社團、財團に對する訴訟は、其事務所又は事務担当者之住居を以て普通裁判籍とす、

會社の法人なることは人の知る所なれば説明を要せず、社團とは二人以上集合したる團體、例之何組合、何社、何協會の如きを云ひ、財團とは財産の團體にして例之宗教

の傳道、慈善、教育其他慈善財團の如きを言ふ、(詳しくは民法團體第三百五十二節を見るべし)之等のものに對する訴訟は、其所在地の裁判所に訴ふべきものとす、而して其所在地とは一般の場合に於ては事務所之在る所が所在地なり、若し事務所なきときは或は敷居所に於て事務を取扱ふときは、其首長又は事務担当者と目すべきもの、住居を以て事務所と見做し、其住居他の裁判所を以て裁判籍とす(民訴第十四條)

三 軍人、軍屬に付ては兵營地又は軍艦定繫所を以て普通裁判籍とす、

軍人とは將官、同僚官、上長士官、下士、諸兵卒を云ひ、軍屬とは會計官、看護卒其他軍體付きの文官を云ふ、此等は別に住居地を有するときに於ても、現役に居る間は陸軍に在ては其兵營地、海軍に在ては横須賀、吳、佐世保の如き軍艦定繫所を以て普通裁判籍とす、然とも此規則は豫備、後備にある軍人、軍屬には之を適用せず、何となれば豫備、後備の軍人軍屬は多くは自分の住居地に歸り居る者なれば、普通の裁判籍に従ふべきなり、又縱令現に軍事に従事し居るも、召集令に依り一時召集に應じ

たる者に對しては亦此規則を適用せず、矢張り其住居地を以て普通裁判籍と知るべし、

(民訴第十一條)

四 外國に在る本邦の公使、公使館の管理者、其家族住所の裁判籍は、本邦に於て本人の最後に有せし住所なりとす、若し此住所無き者に就ては司法大臣の命令を以て豫め定むる東京内の區を以て其住所なりとす、(民訴第十二條)

五 内國に住所を有せざるもの、普通裁判籍は本人の現在地に依りて定まる、

内國に住所を有せざる者とは、本邦に於て現在住所の無き者、即ち外國人は勿論本邦人にては、商人の如き所々を流過して營業をなし、生活の中心と見做すべきもの無きものを云ふ、之等に對する訴訟は其現在地を以て普通裁判籍と成すが故に、商人に付ては其興業地、暫時足を止め居る地の裁判所を以て普通裁判籍とす、若し其現在地を定むる事能はざる場合、又は其被告が外國に在るときは其最後に有せし内國の住所を以て裁判籍となす、(民訴第十三條)

内國に住
所を有せ
ざる者の
裁判籍

八 特別裁判籍

人の裁判籍は前數項に説明したる通り、人の住居又は其所在地に依りて定まると雖も、或る訴訟事件に付ては訴訟人の便を計る爲め特別の裁判籍を定めたり、此種の訴訟は人の普通裁判籍に據らず、以下數項の裁判所に訴ふる事を得べしと雖も、原告は必しも之れに訴へざるべからざるにあらず、自己の望む所に從ひ普通裁判籍に依るも、特別裁判籍に依るも勝手なりと知るべし、

生徒、雇
人、職工、
見習者の
裁判籍

一 生徒、雇人、營業使用人、職工、習業者、其他性質上一定の地に長く過居すべき者に對する財産權上の請求に付ては、其現在地の裁判所に訴ふる事を得、
學術修業の爲め東京に偶居する學生、出稼の爲め地方より出でたる雇人、其他商家の丁稚小僧又は職工見習者は、一定の地に永寓する目的を以て住居する者なれば、縱令實際は三日間其地に居たる折りにても其目的は永寓にあれば、之等の者に對する訴訟は、便誼の爲め其現在地の裁判所に爲すことを得べし、然ども此裁判籍は財産權上の

一時軍事に從事する者の裁判権
製造商業に付き直接に取引を爲す店舖を對する裁判権

請求にのみ限れり、即ち金銭の貸借、物品の授受、其他諸般の契約より生ずる請求は、財産權上の請求なれども、婚姻、養子縁組、禁治産に關する訴訟は、親屬法上の請求にして財産權上の請求に非るが故、此に所謂特別裁判籍に従ふこと能はず、(民訴第十五條)

(注意) 兵役義務履行の爲め召集に依りて、一時軍事に服従する軍人軍屬に對しても、其兵營地又は軍艦定繫所の裁判所を以て特別裁判籍となすことを得べし、

二 製造、商業其他の營業に付き、直接に取引を爲す店舖を有する者に對しては、其店舖所在地の裁判所に營業上に關する訴を起すことを得、

店舖とは本店と支店の別なく營業をなす所を云ふ、例之東京市内に事務所又は本店を有し、其製造場又は支店は田舎にある場合に於て、其田舎の製造場又は支店と直接に取引をなしたる件に付ては、其製造場又は支店の所在地の裁判所に訴ふる事を得べし、之れに二個の注意すべき點あり、第一其製造場又は店舖は直接に取引を成す事

財産物件の所在地を以て特別裁判籍となす事

を得る店舖に限る、即ち時々社長若しくは主人の許可を得て取引を爲すが如き店舖には、此特別裁判籍を利用するを得ず、第二營業上に關する訴なる事を要す、即ち營業上必用なる器具を買ひ入れ、又は職工雇人の給料等より生ずる訴なる事を要す、(民訴第十條)

(注意) 此特別裁判籍は住家、農業用建物ある地所を所有する所有者、用益者又は賃借人に對する訴に付ても亦之を適用す、但し此訴が地所の利用に付ての權利關係を有するときに限る、

三 内國に住所を有せざる債務者に對する財産權上の請求に付ては、其財産又は物件の所在地を以て特別裁判籍となす事を得、
内國に住所を有せざる者に對する普通裁判籍は、内國に於て最後に有せし住居地なりと雖も、請求の目的が或る財産又は物件なるときは其財産又は或る物件の所在地の裁判所に訴を起す事を得べし、例之本人は外國に行きて不在なりと雖も、其請求すべき

目的物が土地、家屋、其他版權、專賣權の如きものなるときは、其所在地の裁判所を以て特別裁判所と爲すことを得べし、又請求の目的物が債權即ち第三者に貸したる貸金を取立つるに有るときは、其第三者の所在地、又其債權に付き抵當若くは質物が附帶しあるときは、其物品の所在地を以て特別裁判所と爲すを得べし、(民訴第十七條)

四 契約に關する訴は、其義務を履行すべき地の裁判所に起す事を得、

契約のことは民法顧問に於て詳しく説明したり、而して其成立若しくは不成立、其履行若しくは消滅、廢罷、解除、不履行若しくは不充分的履行に關する賠償の訴には、其訴訟に拘る義務を履行すべき地の裁判所を以て特別裁判所となすことを得べし、(民訴第十八條)

五 會社より社員に對し、社員より社員に對する訴は、其會社の普通裁判籍ある地の裁判所に之を起す事を得、

契約に關する訴は、其義務を履行すべき地の裁判所となすことを得

會社より社員に對し、社員より社員に對する訴は、其會社の普通裁判籍ある地の裁判所となすことを得

訴訟に對する裁判

社員より會社に對する請求は、其會社所在地の裁判所を以て普通裁判籍となすが故に論なしと雖も、會社より社員株主に對し訴を起す場合に於て、社員株主は大抵各地に散在するものなれば、一々其所在地に於て訴を起すは甚だ面倒なるが故、之れには特別裁判籍を設け、便誼に依り會社の普通裁判籍ある地の裁判所に訴を起すことを許せり、又社員より社員に對する社員同志の訴訟も、便誼の爲め會社所在地の裁判所に訴ふることを許したり、(民訴第十九條)

(注意) 本項は會社の外一般の社團に付ても同一に之れを適用す、

六 不正の損害の訴は、責任者に對し其行為のありたる地の裁判所に訴ふることを得、不正行為のことは民法顧問第三十二章に於て詳しく説明したり、例之他人の物を毀損したるとき、或は他人を毆打して負傷せしめたるるとき、其他名譽の毀損等より生ずる損害賠償の訴は、其不正行為のありたる土地、即ち物件を毀損したる場所、人を毆打したる場所に在る裁判所に訴ふる事を得べし、(民訴第二十條)

不正の損害の訴は、責任者に對し其行為のありたる地の裁判所に訴ふることを得

七 辨護士へ又は執達吏の手取料及び立替金(印紙料、紙代送達料等)に付其委任者に對する訴は、訴訟物の價格の多寡に拘はらず、本訴訟の第一審裁判所に起すことを得、

(民訴第二十一條)

八 相続權、遺贈に基く請求又は遺産財産權者より遺産者若しくは相続人に對する請求は、遺産者死亡のとき普通裁判籍を有せし裁判所に訴ふることを得、例之相続人と成るべき者が遺産を所持するものに對して遺産引渡しの請求を爲し、又遺贈を受くべき者が相続人に對し遺贈物引渡の請求となし、又遺産に付て債權を有する者が遺産者若しくは相続人に對する請求の訴等は、何れも遺産者が生前有せし普通裁判籍ある地の裁判所に訴を起す事を得べき類なり、(民訴第二十四條)

九 專屬裁判所、

不動産に關する總ての請求は、不動産所在地の裁判所を以て專屬裁判所となす、例之不動産所有權の争、不動産占有權の回復若しくは伸張、不動産の分割に關する訴は、何れも

遺産に對する裁判籍

不動産に關する裁判籍

此の專屬裁判所に訴ふべきものとす、專屬裁判籍とは始めより裁判籍の定まりたる謂にして、此裁判籍は當事者の申合に依るも、裁判所の職權を以てするも動のすべからざる裁判籍なり、(民訴第二十二條)

地役に關する裁判籍

十 約束上の裁判籍、

地役に付ての訴は承役地所在地の裁判所を以て專屬裁判所とす、
諸前上説明せし如く裁判所の管轄は種々の種類ありと雖も、前項の專屬管轄を除く外、其他の裁判籍は當事者双方の約束に因り、裁判所の管轄を定むることを得べし、然ども之には左の三箇の條件を具ふることを要す、(民訴第二十九條)

合意上の裁判籍を定むるに要する條

第一 專屬管轄を有せざる事件なる事、

第二 書面を以て合意する事。書面と云ふと雖も別段の書面を以て約束する限りにあらず、訴訟書類の中に附記したるものにて可なるの意なり、

第三 財産權上の訴訟なる事。故に婚姻、養子、其他身分に關する訴訟なるときは約

東上の裁判籍を定むることを得ず

約束上の裁判籍には右の三條件を要すと雖も、左の場合に於ては、書面を以て約束せざるときにても裁判籍を約束したるものと見做す、

被告が管轄違の申立を爲さずして口頭辨論を爲したるときは約束上の裁判籍を定めたるものと見做す、

原告が裁判所の管轄を間違へて訴へたるときは、被告は防訴の抗辨と稱して本件の管轄にあらざることを主張することを得べしと雖も、若し被告が之を争はずして原告の申立に對して答辨を爲したる以上は、得心上裁判籍を合意したるものと見做し、最早管轄違の抗辨を爲すこと能はざるものとす、之れ又一種の約束上の裁判籍なりとす、(民訴第三十條)

管轄違を知る事を知り、被告の主張する如きは如何

第三章

第一款

訴訟の當事者

原告と被告

- 十一 (一) 我は訴を爲す能力ありや
- (二) 彼は訴へらるゝ能力ありや

人は生れながらにして權利を有し義務を負ふものなれども、其權利義務を實行するには一定の能力なるべからず、生れ兒は權利を有すと雖も、自ら法廷に立ちて原告となり、被告となりて辨論を爲すこと能はず、會社社團の如き無形人は權利義務の主体たることを得るも、活ける有形人を以てするに非ざれば訴訟を實行すること能はず、訴訟は即ち權利の實行なれば訴訟能力を有する者にあらざれば訴訟を爲すこと能はず、左れば訴訟を爲すに當り先づ胸に手を當て、考ふべきは、我は訴を爲す能力を有するや否やといふことにして、其次に考ふべきは被告は訴訟につき答辨する能力ある者なるや否やと云ふと之れなり、若し原告或は被告に訴訟能力なきときは、訴訟の理屈は如何に有力なるも何の益にも立ざるべし、若し訴訟能力に欠點あるときは實に相手方の抗辯を受くるのみならず、裁判官よりも其缺點を擧げられて訴訟は中止せらるゝの不幸に陥るへければ、原

訴訟を爲すに先づ考ふべきもの

告被告共に注意すべき事柄なり、

訴訟能力は何人にも一應有するを以て原則とす、之を有せざるは稀有の場合なれど、今何人も尤も見安きものを擧ぐれば左の如し、

訴訟無能力者五あり

- 一 未丁年者即ち二十歳未満の者、(民法顧問第一問)
- 二 心神喪失の状況に在る者即ち癡癲、白痴者の如き類、(民法顧問第七問)
- 三 準禁治産者、(民法顧問第九問)
- 四 人の妻、(民法顧問第十三問) 但し妻は夫の許可を得るときは訴訟をなすことと得べし、
- 五 法人

右の者は自ら原告となりて訴訟を實行するを得ざるは勿論、之を被告として訴ふることも亦出来得べからざる者なりとす、然ども此等の者は法律に定めたる代理人に依りて訴訟を爲すことを得べし、法律に定めたる代理人とは、未成年者、心神喪失者、準禁治産

者に就ては其父母、後見人あり、人の妻に就ては夫あり、法人に就ては業務擔當人ありて訴訟を實行し、原告となり被告となるを得べし、而して此等法律上代理人は皆夫々戸籍法又は商法の規定に依りて身分登記を爲し、商業登記を爲し居るものなれども、若し其登記に欠點あり、若くは未だ登記を経ざるものなるときは、訴訟能力を有せざる者なるを以て、訴訟を爲すものは又宜しく注意すべき點なりとす、

十二 彼は訴ふる能力ありや、
 彼は訴ふる能力ありやといふ問題は被告が原告の能力を取調ぶる場合の謂なり、訴訟に巧みなる被告は本案に對して辨論する前、先づ原告は訴訟能力ありや否やの疑問を起し、原告の能力調べをなすべし、其方法は別に他法あるに非ず、前項の條件に従ひ、之に抵触する所なきや否やを駁へ、苟くも原告の訴訟能力に欠點ある事を發見したるときは、本案の辨論は其處除にして、土俵の立際にて美事に勝を占むることを得べし、之亦訴はらるゝ者の注意すべき點なりとす、

訴られたるときは先づ考へべきもの

十三 外國人は訴訟能力を異にするや、

外國の法律にて訴訟能力を認めざる場合に於ても、本邦の法律が之を認めるときは、外國人は日本の法律に従ひ、訴訟能力を有するものとなるべし、例之或る外國にては二十一年を以て成年となし、二十歳は未成年者なる場合に於ても、外國人は本邦の法律により成年者となるの類之れなり、(民訴第四十四條)

十四 訴訟無能力者、相續人未定の遺産、不分明なる相續人に對し訴を起すときに於て法律上代理人なきときは如何、

訴訟無能力者、相續人未定の遺産、不分明なる相續人に對し訴を起す場合に於て法律上代理人あらざるときは、其事件の繫屬すへに裁判所に書面又は口頭を以て特別代理人を定めしむることを申請すべし、裁判所は今に於て其裁判を爲すにあらざれば、申請人の爲め不利益なりと認むるときは此申請を許可し、被告に代り法律上代理人又は相續人の見ざる、まで總て訴訟の相手方となる人物を選任すべし、(民訴第四十六條) 會て京都の

裁判所に於て父が嬰兒に對して訴訟を起したることあり、此時裁判所は或る辯護士を以て嬰兒の特別代理人と爲し、一切の抗辯防禦の訴訟行爲を爲さしめたり、父が嬰兒を訴ふる實例は、古來稀有の例なれども、本件嬰兒は姦夫の子にして嬰兒を被告となすは又已を得ざる場合なりしなり、

第二款 訴訟代理人と補佐人

民事の訴訟は必ずしも本人が裁判所に出席するを要せず、訴訟代理人に一切の訴訟行爲を委任して、本人は絶へて法庭に顔を出す事なくして訴訟を爲し得べし、被告に在ても同様一切の答辯を訴訟代理人に委託して自分は一度も法庭に出でずして可なり、歐米の法律には事件の性質に依りては本人の出庭を許さず、總ての訴訟行爲は必ず辯護士を以て爲さしむる場合さへあり、日本の法律は本人が訴訟行爲を爲すを以て本則となし、訴訟代理人を以て訴訟行爲を爲さしむるは本人の随意となせり、而して訴訟代理人は必ず辯護士を以てなさざるべからざるや、或は辯護士にあらざる者を以て訴訟代理人と爲す

訴訟人は必ず代理人に委任すべき

ことを得るやと云ふ問題に付ては次の節に於て説明すべし、

十五 訴訟代理人は必ず辯護士に限るの、

訴訟代理人は必ず辯護士に限るや否やに付ては、區裁判所と地方裁判所とを分けて論ぜざるべからず、地方裁判所の訴訟事件に付ては必ず辯護士を以て訴訟代理人となさるべからず、若し其地方裁判所管轄地内に辯護士の在らざる時、又は辯護士あるも一時不在なるか、若しくは事務多忙の爲め訴訟代理の依頼に應ずること能はざる場合に於ては、訴訟人の親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲す事を許せり、若し其親族、雇人もあらざる時は已むなく他人を以て訴訟代理人と爲さざるべからず、然れども之等の場合は萬止むを得ざる場合にして、今日に於ては何れの地方に於ても辯護士の無き所なかるべければ、地方裁判所以上の訴訟には必ず辯護士を以て代理人と爲すこと多かるべく、又訴訟本人に於ても全く訴訟の手續を知らざる者が、裁判所に出廷して辯論するよりも、訴訟に熟練したる辯護士に依頼する方實際に於て利益なるべし、之れ一には三百代官な

る者の弊を矯正する爲めに設けられたる法律なり、(民訴第六十三條第一項第二項)

十六 區裁判所の訴訟は辯護士以外の者を以て訴訟代理人を爲す事を得べし、

之れ區裁判所の訴訟事件は多くは事件の小なると、初めより理非明白なる場合にして其訴訟手續も稍々簡易なるが爲めなり、故に區裁判所に於ては辯護士の在るときと雖も、訴訟能力者たる親族若しくは雇人を以て訴訟代理人と爲す事を許す、若し之れ等の者在らざる時は他人を以て訴訟代理人となすも可なり、現今實際に於ては少しく法律の心得ある者を以て親族若しくは雇人と稱して裁判所に出延せしめ、訴訟行為を爲す者ありと雖も、之等は裁判所も大目に見て許可し居るも、畢竟事件の小なると、事由の明白なるとを以て其弊勢さが故なるべし、(民訴第六十三條第三項)

十七 訴訟委任の書式、

委任状

自分僱住所身分職業何某に對し何々の事件出訴致し候に付ては住所身分辯護士何某に

訴訟代理を委任仕候也

住所 身分 職業

何 某

年月日

何地方裁判所長

判事 何某殿

區裁判所に於て辯護士にあらざる者を以て訴訟代理人となす時は左の書式に依るべし、

委任状

身分 住所 身分 職業 何某に對し出訴致し候に付ては身分雇人住所身分職業何某を以て訴訟代理人と爲し左の行爲を限り委任致し候也

- 一 訴狀提出の件及び文字改削書入の件
- 一 法廷に於て辯論するの件

以上

訴訟代理人の権限を制限する書式

住所 身分 職業

何 某

年月日

何區裁判所監督判事

何某殿

右の場合は訴訟代理人の権限を制限したるもの、一例にして猶次ぎの節を参照すべし、

十八 訴訟代理人の権限

訴訟委任は反訴、從參加、故障、假差押、假處分及び強制執行に依りて生ずる訴訟行爲を併せ訴訟に關する總べての訴訟行爲を爲し、又相手方より辨濟する費用の領收を爲す權を授與す、然とも訴訟代理人は特別の委任を受くるに非らざれば控訴、上告を爲し再審を求め、代人を任じ、和解を爲し、訴訟物を拋棄し、又は相手方より主張したる請求を認諾する權利を有せず、斯の如く控訴上告を爲し再審を求むる等の訴訟行爲は特別の委任を要するを以て、其行爲を爲さしめんとするには一々委任狀に於て斷はらざるを要す